

出席議員（17名）

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	9番	安部俊三	君
10番	佐々木守	君	11番	広沢真	君
12番	有賀光子	君	13番	水戸義裕	君
14番	舟山彰	君	15番	白内恵美子	君
16番	我妻弘国	君	17番	高橋たい子	君
18番	加藤克明	君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸敏見	君
会計管理者兼 会計課長	相原健一	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤秀典	君
まちづくり政策課長	鈴木仁	君
財政課長	宮城利郎	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	鎌田和夫	君
健康推進課長	佐藤浩美	君
福祉課長	平間清志	君
子ども家庭課長	鈴木俊昭	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	畑山 義彦 君
槻木事務所長	五十嵐 眞祐美 君
危機管理監	安彦 秀昭 君
税収納対策監	佐藤 芳 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	伊藤 良昭 君
生涯学習課長	相原 光男 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

事務局職員出席者

議会事務局長	平間 雅博
主 査	佐山 亨

議事日程 (第3号)

平成29年2月22日(水曜日) 午前9時30分開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

- (1) 秋本好則 議員
- (2) 有賀光子 議員
- (3) 広沢 真 議員
- (4) 白内恵美子 議員
- (5) 我妻弘国 議員

第 3 議案第52号 固定資産評価審査委員の選任について

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において10番佐々木守君、11番広沢真君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（加藤克明君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

4番秋本好則君、質問席において質問してください。

〔4番 秋本好則君 登壇〕

○4番（秋本好則君） 4番秋本です。おはようございます。

大綱2問質問させていただきます。

商店街振興のために歩道の整備を。

今期の質問は最後になりますので、柴田町の将来の姿について質問し、私の提案にかえていきたいと思えます。

1) 柴田町第5次総合計画では後期基本計画の期間に入っておりますが、これを実施すればどのような町が描けるのか見えてきません。第5次総合計画を改めて読みましたが、具体的な姿はイメージできませんでしたので、改めてお聞きいたします。柴田町の姿をどのように描いておりますか。

2) 私は日常生活では歩道の整備が重要と考えております。第5次総合計画の基本構想の基

本目標に、安心ネット・地域防災の整備があります。その施策の大綱として、地域防災力の向上や交通安全・防犯対策の推進、公共施設の整備があり、その個別施策や実行計画の中には交通安全運動や地域防犯対策がありますが、歩道の現状とは遊離しているように思われます。

また、実施計画の一つに生活道路整備事業がありますが、歩道の整備については具体的な計画は見られません。歩道の整備をどのように考えているか教えてください。

3) 歩道を拡幅しゆっくり歩けるスペースを設けることは、町なかに人を呼び戻すことになり、ひいては商店街の振興にもつながると思います。商店の振興は商店主の努力次第と突き放すのではなく、振興につながる環境整備をすることも大事だと思いますが、どう考えておりますか。

4) 同じような意味で、私は地域振興にアグリツーリズムが有効であると考えています。これは、柴田町のような大都市に近く、自然環境が豊かな町の戦略には最適と思いますが、どのように考えておられますか。

2番目、子どもの甲状腺エコー検査を求める請願に対する考えは。

12月の議会で子どもの甲状腺検査を町が定期的実施することを求める請願書が出され、採択されました。その後の進展について伺います。

1) この請願に対する執行部の考えは。

2) 甲状腺検査は町の震災復興特別交付税の対象となり、さかのぼっての申請も受け付けるとのことでした。これは子どもを持つ家庭で不安があるということ、国も理解していることではないかと考えます。この不安を町は理解しておりますか。

3) 国や県の姿勢はどうであれ、不安を持つ親御さんに対して、直接に接する地方自治体の手を差し伸べる必要があると思いますが、町はどのように対処いたしますか。

以上です。

○議長（加藤克明君） 秋本議員、ここで大綱2問の2)の、甲状腺検査は「国」と書いてあるんですけども、「町」というふうにお読みになっているんですけども。

○4番（秋本好則君） 国と読みませんでしたか。

○議長（加藤克明君） 国でよろしいんです。（「国です」の声あり）訂正していただきたいと思ひます。（「はい」の声あり）

答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 秋本好則議員、大綱2点ございました。

1点目、商店街関係でございます。4点ほどございます。

1点目。第5次総合計画では、柴田町の将来像「みんなで育てる 笑顔輝く元気なまち」の実現に向けて、コンパクトシティの実現と地域の均衡ある発展を目指し、住民と行政が連携して地域資源を生かし、町の活力や魅力を高めていく施策を展開していくこととしています。参加と協働、内発型による循環性や自立性、持続可能性を重視した計画としています。

具体的には、美しい都市環境の整備、教育・文化・交流都市の創造、安心ネット・地域防災の整備、地域循環型経済の推進、住民参加と自治活動の実践を図ることとしております。

秋本議員が掲げる持続可能な社会、幸せが実感できる町、スローシティへの方向転換、地域の足の確保、自立できる地域振興、子育て環境と地域活動の充実、文化財の活用によるまちづくりは、表現は異なりますが、その内容はほとんど網羅されているのが第5次総合計画でございますので、秋本議員が描く柴田町の将来の姿のイメージとほぼ同じだとお考えください。

2点目。町は、これまで子どもたちの通学路や学校周辺の安全の確保を最優先に町道船岡東43号線や町道四日市場1号線などの整備を進めてきました。現在でも町道富沢16号線の整備を進めております。

しかしながら、道路の両側に多くの住宅が張りついていたり、今の道路の高さを利用した形で生活が成り立っているところもあり、こうした道路幅員に制限がある中では拡幅などの整備は難しい面があります。

平成29年度には、町道船岡南8号線や町道船岡南11号線の通勤・通学路の歩道整備を一般会計予算案に盛り込むとともに、段差などの危険な部分を修繕するなど、安全な歩行空間を確保していきたいと考えております。

3点目。全国各地で、商店街を活性化させるために、一時期舗装整備やストリートファニチャー等の整備事業が推進された時期がございました。町でも、これまで船岡駅前から角田方面に向かう路線の歩道整備を宮城県の協力をいただいて行いました。また、平成9年度には、船岡銀座通商店会みずからが県の単独事業の採択を受け、商店街アメニティ整備事業により街路灯や歩道整備を行ってきました。

しかしながら、こうした事業によって商店街が活性化したという事例は余り見られませんので、ただ歩道を広げただけでは商店街の振興にはつながらない時代を迎えているのだと思います。やはり以前からお話ししているとおり、商店の振興には、商店街の意欲や創意工夫がないと根本的な解決にはならないと考えております。

4点目。アグリツーリズムとは、ヨーロッパ発祥で、農家民宿等へ宿泊し地域の食材を利用

した食事や農作業体験をすることを目的とした旅行のこととさせていただきます。日本では農林水産省が提唱している「グリーンツーリズム」があります。その定義は「農山村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動」とされています。田舎に滞在してその土地ならではの郷土料理を味わったり、自然に触れ合い心と体を癒してもらうなど、都市と農村との交流が目的となりますので、アグリツーリズムよりも広い意味で捉えられると考えております。

現在、町ではグリーンツーリズムに取り組んでおりますので、議員がおっしゃる「気軽に健康的な田舎暮らしが体験できる農家民宿」も含めて推進してまいります。

大綱2点目、子どもの甲状腺エコー検査を求める請願に対する考えでございます。

これは、初日、平間奈緒美議員にもご回答しておりますので、重複した場合はお許しをいただきたいというふうに思います。

3点ほどございました。

まず、1点目、この請願に対する執行部の考え方は、についてですが、このたび、子どもの甲状腺エコー検査を求める請願が出されたことにより、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う健康への影響について、不安を抱えている方々に不安を解消するための情報が十分に伝わっていないことがわかりました。

2点目、甲状腺は国の震災復興特別交付税の対象となり云々とございます。ここが一番大事ですのでよろしくお願ひしたいと思うんですが、平間奈緒美議員の一般質問にもお答えしたとおり、現在のところ、町として甲状腺検査を行う必要はないものと考えております。

その理由は5つでございます。

1つに、福島県県民健康調査検討委員会から出された中間取りまとめでは、「これまでに発見された甲状腺がんについては、総合的に判断して、放射線の影響とは考えにくいと評価する」とされていること。宮城県の有識者会議が原発事故後に、科学的・医学的な観点からは健康調査の必要性はないとの見解を示したことが一つです。

2つに、宮城県での白石市、角田市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、亘理町、山元町、そして県北の栗原市の汚染状況重点調査地域より、平均的な放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の基準を上回る地域がなく、柴田町は汚染状況重点調査地域ではないということですので、放射線量の影響に量が違うということとさせていただきます。

3つに、チェルノブイリでは、事故から4年から5年後にゼロ歳から4歳ぐらいの子どもに多くの甲状腺がんが見つかったが、福島県や丸森町ではゼロ歳から4歳ぐらいの子どもにがんが見つかっていないこと。これは、3月15日に爆発した2号機、4号機の後、2日後、3月17

日には、牛乳、飲料水等、食品の放射性物質に関する基準値が暫定規制値として設定されて、それを上回った場合は、出荷制限、摂取制限され市場に出回ることがなかったため、食品規制開始がおくれたチェルノブイリ事故と比べて牛乳等による内部被曝の可能性は低いこと。チェルノブイリとは違うということです。

4つに、柴田町より放射線量が高かった丸森町における甲状腺検査の実施状況では、平成24年3月から平成25年1月に1,982人が1巡目検査を受けました。そのときに、がんまたはがんの疑いと診断された人はおりませんでした。2巡目検査はチェルノブイリ事故と同じ4年から5年後、平成27年7月から平成28年4月に1,564人が甲状腺検査を受けた中で、20歳以上の方1人ががん、1人ががんの疑いと診断されたこと。チェルノブイリとは違うということです。

5つに、甲状腺がんは比較的予後がよいがんと言われ、症状が出てから治療する方がほとんどであり、無症状のお子さんに甲状腺検査をすることは、検査を受けることによる負担があること。さらに、経過観察になった場合は、その後も親子で不安を抱えることにつながり、身体的、精神的な負担感が増すことが考えられるため、一律に検査を行うことが必ずしも不安の解消にはつながらないし、社会的混乱を増長させる可能性があることもご理解いただきたいと思っています。

3点目、議員がおっしゃるとおり、不安を持つ親御さんに対して町が手を差し伸べる必要があるということについては、町も同じ考えを持っております。

今後も引き続き、お子さんの健康状態に心配や不安を抱える方々に対しては、リスクコミュニケーションなどの情報提供や個別相談を行い、不安な気持ちに寄り添ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 秋本好則君、再質問ありますか。どうぞ。

○4番（秋本好則君） では、最初に歩道についてちょっとお聞きしたいと思うんですけども、私もいろいろ歩きまして、柴田町の中の歩道、特に槻木周辺ですね。槻木のほうはかなりひどいなと思っているんですけども、そういったことについての認識はお持ちでしょうか。

それとか、例えばこれも1回以前に私質問で取り上げたことがあるんですけども、川口市だったと思うんですけども、中央線をなくすような形をとって逆に歩道を広げていくという手段をとった都市もありました。そういったことについての見解について、どういう形でセンターラインとれるのか。あるいは、歩道をとるために、全体の道路幅が狭くなることによって例えば相互通行から一方通行に切りかえるということも考えられると思うんですけども、そ

ういったことについての対応、考え方についてはどういう規制があるのか教えてもらいたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 秋本議員おっしゃるとおり槻木の特に県道沿い、それから172号線沿いですね。確かに70センチ程度から1メートルちょっとぐらいの歩道が連続しているという意味では、段差も若干あるところもありますので、幅員のにも狭いですし、そういうのがひどいという言い方であれば、ひどいのであろうという認識は当然ございます。

あと、川口市の例に関しましても、さきの議会で答弁はしておりますけれども、そういうやり方もあるということは認識しております、確かに車道を狭めて、路側帯部分を広げたことによって自転車なり歩行者が通りやすくなるという事実は、認識はしているところでございます。

また、一方通行につきましては、これもさきの議会でも答弁しているとおり、県の交通規制課、警察関係の交通規制課が大きな権限を持っているわけでもございまして、周辺住民の同意ですとかさまざまな要件があるということになっているようでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○4番（秋本好則君） ちょっとセンターラインの件なんですけれども、これは必ず引かなくてはいけないとか、そういったことになっているんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） センターラインでございましてけれども、車道幅員が5.5メートル、つまり2.75、2.75メートル以上の道路についてはセンターラインを引くべきであるというのが示されています。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 引くべきであるということは、必ず引かなくてははいけないということなんでしょうか。それとも、周辺の事情とか、物によっては引かなくてもいいという余地が残されているんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 少し言い方が悪かったようでございまして、標識標示令というものがありまして、その中では、「車道の幅員が5.5メートル以上の区間内の中央を標示する必要がある車道の中央に設置する」ということで書かれています。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） それと歩道の高さ、先ほどもちらっと話が出たんですけども、地域によってはかなり高い段差が出ているところ、そういったところが見受けられるんですけども、あれを将来計画としてなるべく低くしていくとか、例えば車椅子の方とかシニアカーあたりが余り高いと例えば幅があっても通行に支障が出る場合があるんですけども、そういったことも将来的には解消されていくような計画というのはあるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） これも前回の舟山議員だったでしょうかお答えはしていますが、余りにもひどい段差なんかは、車椅子でも例えば1ミリでも2ミリでも通行がなかなか難しいという状況もあるでしょうし、そういった部分については少しずつでも解消に努めたいとは思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 先ほどの町長の答弁のほうで、歩道を広げるだけでは商店街の活性化はしていないという回答がありました。確かにそれだけでは不十分だと私も思います。

それで、これは私が昔調べたところがあるんですけども、富山市に八尾地区ところがあるんです。風の盆をやるところなんです。あそこのところでポケットパークというのがあちこちにつくられているんです。周辺の歩道の商店街とか住宅街のちょっとした空き地を、ポケットパークという形で、そこにいろいろな植栽をして休めるようなコーナーをつくって行って、それを全体の都市計画の中につくっていくということもやっておりました。

それで、同じようなことは鳴子温泉の鳴子まちづくり株式会社というのがあるんですけども、そこのところで、旅館、公衆浴場、食事、買い物をする空間を結ぶものとして、そして列車を待つ間の一息つく空間としてそのような空間をつくって行って、そこに間伐材を利用したベンチとかテーブル、そういったものを置いて考えていくという、そういう計画をしているところもあるんです。

こういうのは商店街振興あるいは地域のコミュニティ形成のために役立つと思うんですけども、そういった計画とか考えを今までされたことはなかったでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 実は、今議員から話が出ました富山の話とか鳴子温泉の話みたいなものを実際この柴田町の商店街に当てはめられるかどうか、あるいは柴田町としてその商店街どういった活性化ができるかというようなことを、実は平成27年なんですけれども、おとしになるわけなんですけれども、国の商店街の活性化事業、にぎわい事業補助金というもの

を活用しながら、地域商業魅力創造調査会というものを商店会の会長さんたちを集めていろいろ研究会、ワークショップ形式で行ったわけなんですけれども、その中でいろいろな意見、提案なんかも出していただきました。

今、空き地を活用したようなポケットパークみたいな話も実は出ましたけれども、今回質問に出ていました歩道の整備とか歩道を少し直してほしいとか、そういう話は残念ながら出なかったんですけれども、そういったポケットパーク、そういったものをつくって見たらというような提案は実際にございました。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 私が歩道を取り上げたといいますのは、何か今まで商店街振興とかそういったことにすると、例えば商工観光課とか1つのセクションで担当するところが多かったと思うんですけれども、そうではなくて、商店街振興をするためのプロジェクトチームというものをつくるような形になっていって、それを課をまたぐような形でつくっていったほうがより広い効果的な事業ができるんじゃないかと思ったことも一因あるんですけれども、そのような考えで進められたということは今まであったのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 先ほど町長答弁にありました商店街のアメニティ整備事業、これは平成9年に行ったわけなんですけれども、このときも当然都市建設課、昔で言いますと建設課だったと思うんですけれども、そこ商工観光課担当とか、あと昔の企画財政課、今のまちづくり政策課ですか、そういったところが連携して事業を行ったという実績はございます。

○議長（加藤克明君） では、町長。

○町長（滝口 茂君） これは町のほうではなかったんですが、県のほうで、平成9年か10年ごろ私が大河原の振興室長をしていたときに、槻木駅前から国道まで道路を整備するというところで、そのときに、単に道路を整備するだけではなくて、そこにパテオ事業という、ある程度商店街がまとまって先ほど言ったポケットパークを取り込んだゆとりの空間の中で商業空間スペースをつくったらどうですかという提案を駅前の商店街の方々に説明したんですが、その中に大きな地主さんがおまして、そんなのやったら無駄だということで残念ながらその計画は実現しませんでしたし、その分もあって都市計画道路もあわせて実現しなかったと。その都市計画道路は新栄通線に振りかわって、槻木の商店街は残念ながら活性化しないと。

ですから、これまでの行政は商店街の方々にいろいろな提案をやってきているんですが、結局自分たちでやろうとすることがないと、幾らポケットパークをつくったって、議論しており

ますが、やっぱりまとまって商店街と公園づくりであれば、市街地再開発計画やるから町で協力してくれとそういうふうには動かないと、結局は行政側が提案しても乗ってこないというのが現状ではないかなというふうに思っているところでございます。いろいろ試みはやってきたということをご理解いただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（秋本好則君） その件は私も知っております。残念な結果だったんですけども、例えばそういう計画を立てられていく。それは前は町長の場合は県のほうからの立場ということだったんですけども、町のほうからの立場として、一つの提案、動かなかつたら少し動くような形をとるとか、そういった形もできるのではないかと思います。例えば少し省をまたぐような形で、今ちょっとこのテーマから外れるかもしれませんが、公共施設関係で全体的なプロジェクトチームができ上がっていると思うんですけども、それは実際は動いているんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） 今の策定中の公共施設等管理計画の関係だと思うんですが、この計画につきましては、策定検討委員会を立ち上げまして、その中で種々検討しまして今策定に向けて調整しているという内容になっています。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 次のアグリツーリズムにちょっと関係することなんですけれども、先ほど町長も言われたようにヨーロッパのほうでスタートしている計画なんですけど、この中で、イタリアのある町がありまして、そこは観光の町ということで、向こうの欧米の観光地を見ていただくとすぐわかるんですけども、観光で生きる町というのはもう町なかに観光客があふれるんです。それで、それがテーマパーク型の観光と全く違うところで、例えばここでディズニーランドに行くと言いますけれども、浦安に遊びに行くとは言わないですね。テーマパーク型とそのヨーロッパ型の観光で生きる町と、全くそういうところが違うと思うんですけども、そのところでは、例えば観光客に優しいまちづくりをしようということがイコールそこに住む人に優しいまちづくりをするということで、これもベンチの話なんですけれども、町中いろいろなところにベンチを、結構大きいベンチなんです、これ。いろんな買い物かごを置いてちょっと休んだりとか、そのくらいする大きなベンチなんですけれども、それを町中に置いて、それで観光客にもそこに住む人にも、体の不自由な方、お腹の大きい方、その方々にも全て優しいまちづくりをしようという形で動いているところがあるんですけども、単に商店

街の振興ということにとどまらずに、観光客に優しいまちづくり、住む人に優しいまちづくりという観点からポケットパーク、そういったベンチとかテーブルとかそういったことを考えていくという方策は今まで考えられなかったのか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 私も海外に行ったときに、一番はやっぱり都市というのはある程度の公園があって、いろいろな外国の方々が交流できる場、これがきちっと整備されているまちにぎわいがあるということでございます。私も、秋本議員おっしゃったようにポケットパークとか交流する公園スペースをどんどんどんどん広げていって、公園の中に町があるというようなことがもしできれば多くの観光客にさらなる魅力アップができるのではないかなというふうに思います。

ただ、それを実現するためには、どうしても町の単独事業ではできませんので、社会資本整備総合交付金とか地方創生拠点整備交付金とか、こういう事業を活用しないとできないという財政的な問題もございます。ですから、私は思っているんですが、地方創生推進交付金、今まで2,000億円も使っているのであれば、各自治体に1億円やるから好きな公園つくってもらいたい。こっちのほうがよりまちづくりにもいいし、観光客にも喜ばれるし、お年寄りにも喜ばれるのではないかなと。ただ、そうならない。こういう中で地方行政はやっているんだと。気持ちはわかります。私もつくりたい。ただ、予算的な制約もあってそこに進むには時間がかかるということでございます。

ですから、観光まちづくりが地域の人たちにも優しい町につながるし、ベンチや公園をつくれば観光客にも住民にもすばらしい町になるということは同じです。そういう公園の中で、いろいろな動きですね、住民たちが思ったイベントとか、そういうことがやれる町こそこれからの本当の意味での豊かな町になるのではないかなという思いは同じでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（秋本好則君） 確かにそのとおりで、ただ私も早急に10年後にこれを全部実現するとかというのは当然不可能だということはわかっております。ただ、この方向づけ、こういう方向もあるということのを頭に置いて地域づくりをやっていくということのと全く考えがないというのは、出てくる形は違うと思うんです。そういったことも含まれるということでこれから考えていただければと思います。

次に、アグリツーリズムの件なんですけれども、これはアグリカルチャーとグリーンツーリズムが重なった形でアグリツーリズムという形でできてきたと思うんです。これはイタリアの

ほうから始まった運動なんですけれども、これを柴田町に当てはめていったときに、今グリーンツーリズムが動いているという話でしたけれども、例えば柴田町の農家民泊を考えていく。そして、きょうの朝のニュースでもやっておりましたけれども、民泊新法というのが多分ことしできると思っています、180日まで旅館業法とかそれによらない形の民泊が可能になってくるという話が出ております。そういったところを考えていくと、農村宿泊と農業体験、あるいは工芸の体験。柴田町にいろいろな工芸家がいらっしゃいます。そういった工芸の体験を重ねていく。そして、例えば空き家なんかを使ってそこに宿泊していただいて、それで休耕田を利用して、そこに高齢者の農家の方がいらっしゃったらその方が農業指導をする、あるいは農機具の使い方の指導をする、そしてやっていくということも一つのアグリツーリズムとして考えられると思うんですけれども、そのようなことは計画はされていたんでしょうか。グリーンツーリズムの中にそういう計画はあったのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 柴田町では、アグリツーリズムよりも若干捉え方が広目という形になると思うんですけれども、グリーンツーリズムに取り組んでおります。今議員おっしゃったようなものに関しては、私も非常にすばらしい考え方だと思っています。

ただ、今まで柴田町ではグリーンツーリズムに取り組むという前向きな考え方があっても、どちらかという、民泊というよりも、農泊というよりも、太陽の村を都市と農村との交流拠点ということで、そちらを中心にと考えておりました。そしてまだまだ農家の方の理解、農業関係団体等の理解、あとは町民の方の理解も進んでおらないと考えるので、今後新たな新法もできるということですので、団体等を集めて研究のところから始めていきたいと思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） その中で、一つのアグリツーリズムの形として紹介したい例があるんですけれども、イタリアの中でアルベルゴディフーズというものがあります。これは「水平に広がる宿」という意味でして、例えばレセプションとか受付関係とか事務関係をやる場所は1カ所で、例えば町なり村なりのところで、全てのところが宿泊とか食事を全部提供するんじゃないんです。その町とか村全体が一つの宿というそういう捉え方をしまして、レセプションも1カ所でいいわけです。そして、住むところは農家とかそういうところに住んでいって、食事するところは商店を利用して食事をする。そういう柴田町程度、柴田町がちょうどマックスの状況かと思うんですけれども、小さければ小さい町のほうがそれは有効、有利なわけなんです

けれども、そういったことで、例えば高齢化が進んでいって空き家がふえていくそういった村とか町とか、そういったものを活性化させて存続させる一つの手段としてイタリアでは考えられている。そして、それを使っていくところもあって、私も一回体験したいなと思っているんですけども、そういうことを考えていけば、先ほど言いました空き家利用、あるいは休耕田利用、高齢者の活用、商店街の活性化、そして交流人口の増加を見込めるということになると、一つやるだけで何か柴田町が抱えている課題全てを解決するような手段となり得るのではないかなと思うんですけども、このアルベルゴディフーズという考え方について、今初めてだと私も思うんですけども、どうでしょうか、そういう形は。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今議員話した内容なんですけれども、今観光地、日本でも有名な観光地に行きますと、必ずホテルあたりも今B&Bというスタイル、つまりベッド、宿泊する場所はどうぞ提供します。さらに朝の朝食、場合によってはブレックファーストですね、朝食は提供できます。夕飯だけはどうぞ商店街に出て、おいしいお店がいろいろありますのでどうぞめぐって食べてくださいというような形にだんだんだんだん観光地が動いております。そういったところも柴田町でも今後そういったものが一つのヒントになってくるのかなと。ホテルに泊まってもらって、夜は飲食するときに町内の飲食店に寄って、あるいは飲んでもらったりなんかしながらそして夜を楽しんでもらうというのも、これから柴田町としても取り入れる一つの方法なのかなと。それがまた農村部においても、宿泊とそういった体験が組み合わせた形でのツーリズムというものが一つできればいいのかなと思っております。

また、今実はこのインバウンド推進というようなことを国、県挙げて始まっているわけなんですけれども、そんな中で、やはり民間の事業者の中でも実はこういった農家民泊をやりたいということ、実は民間のほうでこの国の動きを受けて動き出しております。入間田地区に農家民泊を始めたいんだというようなことで町のほうにも挨拶に来ておりますので、そういった方々には、進めてもらうのは大いにいいんですけども、ただ地域の方々、農家の方々、あるいはその体験というものもしてもらいたいんだというようなことなので、地域の方々とうまく調整しながら事業を進めてくださいねというような話はしております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 実は国のほうの観光連携コンソーシアム資料という形で国土交通省のほうで出している資料があるんですけども、この中でも、文化的アイデンティティーの意義という形でアグリツーリズムを進めておまして、この中で、これをやることによって高い伝統

への意識、みずからのアイデンティティーを伝統に求める、地域資源を再認識するために非常に重要な手段であるというふうに認めておりますし、そこに出す食事させるものとして、地場産品、そこでしか食べられないものがあればよりいいよというような形で出しているんです。ですから、先ほど農家民泊の話が進んでいるということがありましたけれども、そのところで、例えば朝食も全部出す、あるいはいろんなことをその1軒でやるというのは非常に難しいハードルが高いと思うんです。それを横に広げていって、食事できる場所はそこにお客さんを運んでいって食事してもらおうとか、そうすると商店街の振興にも、食事するところも潤うと思うので、その方向にぜひ紹介できればと思うんですけれども、その辺は少し進んでおられるのか、全く計画には入っていないのかちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 先ほどの話になりますけれども、繰り返しになりますけれども、まだ今回挨拶に来たということで、今後農家民泊を進めたいというような話になっておりますので、今秋本議員から提案があった内容も今後話し合う機会があれば、そういった提案も話の中で進めてまいりたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） そのほかに、先ほどちらっと紹介したんですけれども、柴田町にいろいろな工芸家がいらっしゃいますよね。例えば農業体験のほかに、それにかわって例えば陶芸の体験をしてもらおうとか、絵画をそこで描くとか、あるいは彫刻の大家がいらっしゃいますよね。そこで彫刻の教室も開いておりますので、そういった彫刻を例えば1週間そこに泊まりがけしながら一つの作品をつくっていくという、そういう売り込みもできると思うんです。そういった形でのこともぜひ検討していただきたいと思いますので、もしお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 町は今現在みやぎグリーンツーリズム推進協議会という団体に昨年加盟いたしまして、いろいろまだ活動は始まったばかりなんですけれども、各団体の状況を聞きますと、単なる農業体験だけではなくて、農業体験も野菜つくったり米つくったりというだけではなくて、加工、そういったところに行くわけなんです、それだけではなくて、おっしゃるとおり藍染めとかやっぱり絵つけとか、あとは山登り、散策、そういったところに、農村というかその町全体をフィールドとしてやれるような体験を一生懸命取り組んでいるということなので、そういったことも含めて今後勉強していきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 確かにアグリツーリズムというのは一長一短でできる話ではありませんし、それこそ私もこの時間の中では全て語り尽くせないこともありますので、また機会があればこの件について一緒に話し合っていきたいと思っております。

では、次に甲状腺がんのほうに移らせていただきたいんですが、同僚議員のほうの話もありまして、確かにいろいろなデータが出ておりまして、安全だということは何回も何回も、何回も何回も聞く話です。ただ、それが安心につながっていないということも事実です。例えば、これはあるネットワークの方が書いておりまして、放射線がどこら辺に広がっていったかという絵のデータも全部出ておりまして、確かに重点地域に入っておりました角田市とか亘理町、山元町、そちらのほうは深い色になっておりますけれども、問題になっているのはヨウ素131だったと思うんです。放射性ヨウ素、その131ですと半減期が8日ということで、実際計測始めたときにはもう半減期を過ぎているという形で、実際その間については計測もされていなかったということは言えると思うんですけれども、その考え方でよろしいですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） ヨウ素131の件については、半減期はおっしゃるとおり8日ですので、検査が始まったときには既に流れていたかもしれないという学説がさまざまありますけれども、その考えでよろしいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） そのところで何か話が抜けているところがあると思うので、例えば私もいろいろ調べまして首相官邸のホームページをずっと読んでいったんですけれども、この中でも、安全だ安全だという話が何回も出てくるわけです。例えば福島県の調査結果でいくと27万人やっていて、75人が悪性または悪性の疑いがあると。その方々の平均年齢は16.9歳。ですから、当時5歳以下の例はないという形で、これは今までやってこなかった検査をやることによって患者が出てくるという、いわゆるスクリーニング効果ではないかというふうに首相官邸のほうでは疑っております。ですから、すぐに出てこないということも、これは事実であります。

ただ、同時に、その首相官邸のホームページの中でも、一般的ながんは患ってから発見されるまで数年から数十年かかるというのが生物学的、臨床医学的にもコンセンサスを得ているという話もありますし、チェルノブイリ事故以降、事故以降四、五年以降にがんの発生率が高くなってきているということも、これは事実としてホームページにも出ております。

ですから、これを見て安全だ安全だということは理解できるんですけども、安全がその安心になっていないということが今の問題だと思うんです。これを、例えば今町長が言われたように、いろいろなデータを出されておりました。これが検査をしなくても間違いではないということは確かに言えると思うんです。ただ、それであっても、検査をできるならしたほうがいいということを否定することにはならないと思うんですけども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） ちょっと私お伺いしなければならないのは、安心をするためには、普通のがん検診、胃がん検診、それから子宮がん検診、乳がん検診は2年に1遍、永久に検診をやっているわけです。なぜ甲状腺がんが国の指定で検診しないのかということなんです。それは、早期発見・早期治療とほかのがんと比べて違うというがんの特性があるということなんです。柴田町は、今はがんとか乳がんは全部対がん協会とかに検査体制はしっかりと委託をしております。永遠に安心するためには、毎年やっていかないと安心はできないということに私はなってしまうのではないかなと。そうした場合、18歳以上で町から出ていった人たち、どういうふうにして安心を持つのかということをお秋本議員はどう考えていらっしゃるのか本当は聞かないと、反問権でいかないと意見が煮詰まらないというふうに思うんです。ここでまた反問権は使いませんが、その辺どうお考えですか。将来の検査をどうしていくのかと、毎年。そこを聞かないと安心には結びつかないというふうに私は思います。もう安全だということはお互いに認識したと了解していいと思うんです。安全、そして安心の問題だということでお今議論が分かれているのかなというふうに思ってよろしいのかとか、それを含めて次の質問をしていってください。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○4番（秋本好則君） 確かにそのとおりで、安全だということはそれほど心配することはないということが大体認識あるんですけども、ただ、それが先ほど何回も言っておりますように、安全だということがイコール安心ではないということが今の問題だと思うんです。例えば国のほうでそういった費用を出していただけるという形でやるのであれば、これをやらないという理由にはならないと思うんですけども、またそここのところが違ってくるのかなと思うんですけども。やらないという理由について、安全だからやらないということなのか、やっても安心感を得られないからやらないということなのか、それともほかのところではやらないから柴田町が最初にやっちはいけないということなのか。どういうことが最初の原因なのかなと思うん

ですが。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 安全という言葉は安心にはつながらないというのは、私も重々承知です。今回、秋本議員、平間奈緒美議員、ほか3人の議員の方からこの甲状腺検査についての一般質問があったときに、改めて福島県の現状もあわせて宮城県、他県の現状もあわせて調べさせていただいたところなんですけど、改めて感じたのが、本当に安心はしていなく、不安なまま過ごして6年を迎えるんだなというのが私の実感です。

検査をしますとむしろ不安が増すというふうに思っております。私のそれ結論から先に言ってしまうとあれなんですけれども、この甲状腺検査、健康調査という意味の検査ではないんです。いわゆるがん検診はがんを見つけるための検査で、疫学的にエビデンスが出ていて、それをする事で死亡率減少の効果があるというものを世界でWHO等で推奨してやるものなので、それの中にこの甲状腺は入っていません。

甲状腺は40歳前であれば手術すれば100%近く治るというのも重々議員御存じで質問されているんだろうというふうに思いますけれども、症状が出てからで構わないがんです。多分、以前町長も長崎のお医者さんから話を聞いたときに、「がんになったらだめなんですか、町長」というふうに言われたんです。「がんは、悪さをしないがんになっても何ら困らない。取ってしまうことよってのリスクのほうが非常に高い」というふうに言われております。女性が結構なることが多いんです。思春期から二十代にかけての女性の方。一般的には喉のところは甲状腺が触れないものなので、検査をして余計不安になるのであれば、検査はしないほうがいい。あと、福島県の方々は大丈夫という検査をしながら、県民健康調査、ガラスバッジとかも含めて、その生活でどこに行ったかとか、あと他県に避難していてもその他県でも検査をする道筋をつけて、総合的に判断して、自分の検査の結果が疫学的な裏づけになるというところまで御存じで、それで調査に協力を親御さんたちがしているというものなので、そういったきちんとしたデータの裏づけがあって、自分のお子さんの結果がこういうことに反映されるというものが、親御さんがしっかり安心ができなければ検査はやるべきではない。お金があるからではないというふうに思っております。

私、一番震災の後、乳幼児健診等でいろいろ心配ないですかとか、避難してきている方もたくさんいたので、南相馬市の方とか、福島県に帰るのが心配というふうな、細かい食べ物はどうしたらいいだろう、どのぐらいむけばいいだろうとかお話があったんですけども、一つ大きく反省しているのは、心配や不安の親御さんたちの言語化、言葉に出して私たちに伝えると

いう、私たちが聞くということが不足していたんだろうなというふうに思っていたところです。全体的に聞くよりは、個別で聞くことをもう少しすれば、こんなにも不安が高まらなかったかなというふうに思っております。

日常生活はリスクだらけというのは皆さん御存じと思うんですけども、ゼロリスクはあり得ないというふうに思います。これは放射線だけでなく、外に出れば交通事故等いろいろな不安もあるかなというふうに思いますので、安心するためには、自分で変えられない福島第一原子力発電所事故が起きたこととか、日常生活でできるリスク低減というふうなことで、もう少し個別に考えていったらいいのでは……、そのほうが安心に結びつくかなというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 確かに甲状腺がんについて、福島の場合から見ても疑いのあるという方が発症した例はないということを書いてありますので、確かにそのとおりなんです。ただ、今世の中で起こっていることを少し考えてみると、これはある医師が言っているんですが、いろいろな心配を親御さんがお持ちで、放射能が心配だからといって子どもを外で遊ばせないと外に出られないストレス、そういったこともある。そして、そういう放射線恐怖症が逆に子どもたちの病気をつくっているというふうに、そういう雰囲気になってしまっていて不安自体を訴えられないという環境になってきてしまっている。だから、今までのいろいろな積み重ねがあってそういうことになってしまったと思うんですけども、これを何かして解決しなくてはいけないと思うのは、一番住民に接している我々、一番住民に接する自治体がそれを考えなくてはいけないと思うんです。例えば国とか県の考え方とその点は、実際私たちは目の前にその人たちがいるときに違う対応があってもしかるべきだと思うんです。全く国と県と同じ対応を町がとるしかないのか。それとも、そこに少しまた改善の余地があると思うんですけども、その辺はどうですか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 改善の余地というふうなことで、平間奈緒美議員のほうにお答えした個別の健康相談を、お一人お一人の心配事は、心配事が100あるとすれば、放射線のこととは30の人もいれば10の人もいると思うんです。それ以外のものを、全体を考えてどういうふうにしたら親御さんが安心して子育てができるかというその到達点をお互いに決めて、その間を埋めていくという相談をしていきたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 確かに個別相談でやっていくということは出てくるんですけども、ただそれでもって埋まらない不安というのもどうしてもあると思うんです。であれば、その方々に対する検査というのは避けるべきではないと私は思うんです。まして、財政的な負担が柴田町に重くのしかかって負担できないという話ではありませんので、例えばそれも毎年、毎日やる検査ではないということは親御さんもわかっておられて、例えば5年に1遍とかある程度やっていけばそれで十分だということも、それこそ個別で相談して行ってやれるのではないかと、思うんですけども、それであっても、まだ検査をしないという理由にはならないと思うんですけども、過剰でしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。副町長。

○副町長（水戸敏見君） 今ずっと論調を聞いていると、町が甲状腺がんをやってはいかんということを行っているわけではないんです。当然ご自身の心配であれば、甲状腺がんの検査を受けるという個人責任でもってやることは当然のことだと思います。ただ、たった一点、公にやってほしいと言った瞬間に、いわゆる公の財産、資源を使ってほしいということをおっしゃっているわけですね。それが住民の納得を得られるかということを私たちは判断します。宮城県の全自治体がそれは無理だろうと言ったときに、柴田町だけが、いや、住民に負担をお願いしてこの検査に踏み込むんだということができるかという、今柴田町の役場の考え方では、そこまでの新しい事実は出ていないだろうというふうな判断をしています。

ですから、繰り返しになりますが、決して甲状腺検査をやるな、規制するという意味ではございません。ただ、公のサービスとして施策としてやるにはちょっと現時点で難しいということをお話しているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（秋本好則君） 確かに難しい点はあると私も考えております。ただ、そういったことを町のほうでそういう施策として考えているのであれば、請願者に対して説明したことがありますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。副町長。

○副町長（水戸敏見君） 当然町に対して請願される方が陳情に来たときもあってお話もいたしました。ただ、いわゆる多くの県民が、国が安全、それほど危険な状態ではないということについて、なかなかご理解を得られなかったんだろうというふうに思っています。

もう一点は、もしも議会として町のほうに意見を求めることをしていただけたならば、これまでのものを全部お話ししていきたいというふうに思っていたんですが、請願受けてすぐ採決

という状態になりましたので議会の中では話す時間はありませんでしたけれども、本人たちに対して、町にも来ておりますので説明はしているというふうな事実はあると思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 私が聞いたのは請願が採択された後の話なんですけれども、こういう形で町は考えているんですという説明されたのかなということをお聞きしたのですが。

○議長（加藤克明君） 副町長。

○副町長（水戸敏見君） もちろん町に来ていただければこの話は再度繰り返したいと思いますが、町からお呼びして説明するという状態でもありませんので、もしも町に来ていただけるのであれば、先ほど健康福祉課長も話しましたが、その心配に対する寄り添っていく姿勢は町は持ち続けていたいというふうに思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） これは、実は私のほうも紹介議員という形で請願に携わったものですから、何かあったかなと思って、町のほうから何かコメントがありましたかと言ったとき、一切ありませんという回答だったものですから、こういった請願がずっと出ていて、議会でも議決をしてやったほうがいいだろうという議決をした。それに対する説明、あるいは請願者のほうにもいろいろお考えお持ちだということをお前は事前に聞いております。そういったことを踏まえた上で、相談ということもこれから出てくるんじゃないかと思うんですけれども、相談をしていくという手段はないものでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 私はちょっと秋本議員の言っていることがおかしいというふうに思います。というのは、あのとき12月会議のときに、本来は議会でせつかくの請願で来たのにもかかわらず、なぜ委員会で議論をしなかったのかと。秋本議員はいつでも我々に言うと、住民基本条例に基づいて仕事をしているのかと、そのとき一番大事なのは情報の共有化ですとしょっちゅう言われます。議会の基本条例でも一番は議員同士で議論するんだと、そういう発言をしておきながら、実際には時間もあつたにもかかわらず、すぐ本会議に緊急上程。吉田議員は、我々は何も知らされていないとあのとき発言されたと思います。まずは、そういう意見があるのであればもう一度議会のほうで意見交換する。みんなのいる前で請願者に来てもらって、我々も来たらもちろんお話をさせていただきますが、そういうことをしないで、自分たちが議論しないで、一方的に「はい、議決しました」では、私がおかしいのではないかなというふうに思っております。

それで、委員会は必ず付託しなければならないと、これは議会の議員必携に書いてあるんです。できない場合、原則から外れる場合もちゃんと書いてあるんです。緊急な場合は本会議で上程して構いません。緊急な場合というのは、2月会議に上程されて、議員が皆かわるので、それが緊急性を要するかわかりませんが、このメンバーでということであれば一步譲って緊急な場合に当てはまるのかなというふうに思いますが、12月会議ですから、2月会議まで1カ月半、委員会を開く余裕はあったわけです。みんなで情報を共有する時間があった。それをしない。それから、もう一つは、全員に異議がない場合は本会議に上程できると書いてあるんです。残念ながら異議があった。2人が残念ながらまだ理解がされていないということなので、まずは議会の中で全員が共有する中で請願者の方々にご意見を聞く。同時に我々も聞くと。そういうことをしないと情報の共有にならないと我々はあのとき言いたかったんですが、残念ながらそういう請願の審査の場合、我々意見が言えませんので、今になって大変質問していただいております。ありがたいというふうに思っているところでございます。

ですから、町がやるというのは、将来にわたってやると。毎年ですよ、一般のがん検診と同じように。その体制が実はとれないわけです。みやぎ県南中核病院に行ったら、近くに専門の先生がおられません。そうしたら、九州のほうから来ておりますと言うけれども、その人たちが毎年毎年果たして体制をとっていただけるのかということです。福島県は国と県と福島県立医科大学、そして二十以上の場合は他の医療機関も全て検査すると、そういう体制が整えられているわけです。残念ながら我々専門知識もないですし、医療機関の協力がないと実際にはやっていけないというのが実情なので、県の判断に従って、それから丸森町の現在の2回スクリーニングやっておりますが、1人しかいないと。それも二十を超えた方がです。ですから、あのとき、5年差し引くと15歳以下の子どもさんにはがんが発生していないんですよ、丸森町では。そういうところを学習していくということも私は不安解消につながるというふうに思っております。

柴田町よりもっと上の重点状況調査地域、その8自治体もみずからやってはおりません。民間が応援しているんです。ですから、その民間の方々がもし責任を持つということがあれば、一生涯その方々に寄り添ってくれるのかどうか。そうしないと意味がないわけです。いつ発症するかわからないんですから。そういう体制が我々小さな自治体ではとれないということもご理解いただかないと、何でも寄り添うのは基礎自治体の役目ですが、寄り添うためには専門知識も持たなければならないし、この298人で残念ながら甲状腺について専門の知識を持つのは無理なので、他の医療機関に相談しなければいけない。それで中核病院に相談しました。町の

お医者さんにも相談しました。なかなか体制がとれていないと。ただし、個別に来ればそれについては相談もできるし、お医者さんも相談できる体制は我々としてもとっておりますので、それからリスクコミュニケーションの場も提供できますので、個別に来ていただければ不安を解消できる体制はとっていきたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 最後のほうは安全のまた話が出たので、安全のほうは私も十分理解しておりますので、その辺でなくて、安全が安心につながる、どうすればいいかということ私は捉えたつもりです。ただ、議会のやり方につきましては、私は議会運営委員会のメンバーでもありませんので、それを私に言われてもどうかなと思うところがあると思うんですけども、ただどうのような形ですか。例えば先ほど言いましたように、甲状腺の形であれば生涯全部やるということに、そのままイコールにならないと私は思っております。例えば5年に1遍、それを二十まで繰り返して終わりとか、そういった体制は福島でもとっておりますし、それで十分だと思っております。例えば検査をするのであれば、こういう手段がありますよ、こういう助成ができますよという、これも話し合わなければできないと思うんですけども、話は前後してしまうかもしれませんが、今からでも話し合うことはできると思うんですけども、それは話し合う予定というのはいないんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 話し合うというのは、その請願をされた住民の方であろうかというふうに思ってお答えしますが、町のほうのスタンスとしては、どなたでもこの放射線に限らず子育てに関して気になる方全て、心配なことはどんなことでも大なり小なりでも受け付けるという姿勢は全く変わっておりませんので、いつでも、今からでも大丈夫と言ったら変ですけども、いつでも受け付けております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 確かに検査機関が足りない。それで、これ福島のほうを私見たんですけども、福島県のほうでは平成28年の11月から検査機関随時募集という形でホームページに出しているんです。確かにこれだけ人がいない、検査機関が少ないということもわかるんです。ですから、これを例えば柴田町単独では難しいというのであれば、例えば広域でちょっとやってみるとかそういった話で、今甲状腺がんの検査機関を見ると、宮城県でいくと2カ所、長町病院と坂総合病院、2カ所出ておりますし、全国で112カ所登録されております。そういったところに、ある程度の柴田町以外の例えば広域なりでやるという手段もあるかと思うんですけども、

れども、何かそういう形の提案という形で、こういう手段もあるんだけれどもどうだろうかという提案を逆にしていくということもできるんじゃないかと思うんですけれども、そういうのは無理でしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 甲状腺の多分専門医のいらっしゃるところが全国100何カ所というふうなことと思います。

子どものがんとあと大人のがん、大人の検査と子どもの検査を分けて考えていただければと思うんですが、子どもは発達過程で全体的に見るもので、いわゆる子どもの甲状腺の専門医は宮城県にはお一人しかいないというのが現状です。全て今福島の方のほうにいろいろな知見が集まっているというふうには言われているんですが、小児科の中でも甲状腺を専門にする先生は非常に少ないというふうには言われておまして、私が知っている限りでは1名なので、その先生が全てを診れるものではないということになるので、その100何カ所というのは非常に厳しいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 例えば私も調べていく途中で、アイソトープ研究所だったか、ちょっと場所は忘れたんですけれども、そういったところで専門の方を講師として呼びしているいろいろな講習会なり説明会を開いているというところもあったんですけれども、そういった形でも多少なりとも不安を解消するという手段になり得るのではないかと思うんですけれども、そういったことは計画されていないですか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 先ほど検査をしても不安解消にはつながらないというふうに話ししたのが本当に結論ですが、自分でできる日常生活でのリスク低減をその家庭の中で決めていかなければ、いつまでたっても何年たっても不安は解消されないかなというふうに思っているんです。放射線のリスクよりも、ストレスなく遊べるとか、バランスいい食事食べるとか、肥満に気をつけるとかそういったもののほうで、放射線以外のものでリスク低減を相対的に図っていったほうが暮らしには非常にいいかなというふうに思うんです。

あと、私が一番思うのは、家族の中でお母さん、お父さんがにこにこしてきちんと子どもに向き合って子育てをしているか。お父さん、お母さんが元気でにこにこしていれば子どもは非常に楽しい気分になりますので、どんなことがあっても心が強くなっていくんですけれども、親が放射線のことやいろいろな食べ物のことを非常に気にし過ぎますと、正しく怖がって

できればいいんですけども、過剰に怖がりますと不安は子どもに移りますので、そこを何とか、その意味で個別相談というのは人によって心配の度合いが違うというふうに、うまくお伝えできないんですけども、思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 堂々めぐりになるかもしれませんが、例えば個別検査をやっている、先ほど言った例えば親御さんがにこにこ笑うような家庭をつくるために検査が必要だったらやったほうがいいと私はまた思ってしまうんですよ。全員が全員やることはないと思いますけれども、個別相談をやっている、例えば、もしその方法の手段として一つ検査やるほうがそのリスク軽減に役立つのであれば、あるいは安心感を与えるための一つの手段となるのであれば、そういう方向を実施するという方向も捨て去るべきではないと私は思います。

ですから、ただ放射線恐怖症というものがあるから逆にだめなんだよというような形でいって、そういう発言自体をとめてしまうようなそういう雰囲気のある町にはしたくないと思うわけです。ですから、個別相談をやっている、それで完全に不安が解消されていって、にこにこ笑えるような家庭になればそれが一番いいんですけども、そのために、手段として検査が必要だということまで捨て去るべきではないと私は思うだけけれども、もう一度この辺について。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 同じ繰り返しになってしまうんですが、検査は、個別の状態でも個別相談の中で、この方の場合はどうしてもいろいろな放射線量とかを計算をしていって、どうしても必要というのであれば個別の医療としてかかわるものであって、検査ではないというふうに思います。がんと言われて、手術しないという親くないと思うんです。がんと言われると、一生涯死ぬまで持っていてもいいというがんと言われていても、がんで手術してしまいますと、甲状腺なくなってしまうと薬を一生飲むとか、あとは女の子の場合ですと低カルシウム血症といって骨粗鬆症につながるものを一生引きずってってしまうんです。取ってしまうと。その取ることのリスクのほうが大きいものは検査で引っかけるものではないというふうに考えておりますので、ご了解ください。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 確かに治療と検査は違うということは十分理解しております。ただ、その検査をするために最良の手段をとるべきだと私は思っているだけの話で、それが個別相談から個別の検査ということでもいいかなと思うんです。先ほど言いましたように、検査して疑わしいという人が発症したということは、福島の例でいくとないということも承知しております。

ですから、一つ的手段として捨て去るべきではないと思いますし、例えば安全だからやっけないということ、例えば国の立場、県の立場として言うことはあるんですけども、一般の町民、不安がっている親御さんを目の前にしている我々地方自治体とすると、違う対応も捨て去るべきではないと思っておりますので、ぜひその不安を解消していただけるような手段を二重にも三重にもとっていただきたいと思ひまして、その辺をお願いして、質問を終わりたいと思ひます。

○議長（加藤克明君） これにて、4番秋本好則君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

10時55分から再開します。

午前10時42分 休 憩

午前10時55分 再 開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

12番有賀光子さん、質問席において質問してください。

〔12番 有賀光子君 登壇〕

○12番（有賀光子君） 12番有賀光子です。

大綱2問質問いたします。

1、交通安全対策について。

交通事故については全国的な問題であります。昨年3月に高崎市で集団登校中の小学生の列に車が突っ込み、小学1年生の児童が死亡し1人が軽傷を負う事故や、横浜市で同じく集団登校中の児童の列に軽トラックが突っ込み、小学1年生の児童が死亡し7人が負傷する事故など、何の落ち度もない子どもが被害に遭う事故が相次いで発生しています。この2件の事例もそうでしたが、高齢者のドライバーによる事故が多発している状況が連日報道されています。

そこで、柴田町における交通事故対策について、そうした状況を踏まえ、いま一度、通学路の安全対策や子どもに対する安全教育のあり方、また、高齢ドライバーの事故防止策について、しっかりと確認する必要があると考え、以下3点について伺います。

1) 「指定通学路一斉点検」の現況と課題について。

本町においては、町内の全小中学校を対象に通学路一斉点検を実施していますが、この指定通学路一斉点検を、より実効性がある取り組みにするためには、教育委員会が主体となって事

業を推進することが重要であると考えます。

そこで、実施した指定通学路一斉点検の現況と課題について伺います。

2) 子どもに対する交通安全教育の取り組みについて。

交通ルールを守っていても事故に巻き込まれてしまうなど、交通事故は至るところで起きる危険性があると言わざるを得ません。特に自転車については、被害者だけでなく加害者にもなり得る危険性を秘めており、子どもに対する交通安全教育のあり方も、実情に即した対応を常に考えていくことが重要であると考えます。

そこで、子どもに対する交通安全教育の取り組みについて伺います。

3) 高齢ドライバーの事故を防ぐための取り組みについて。

65歳以上の高齢ドライバーが運転免許保有者全体に占める割合は増加し続けています。死亡事故に限っても、過失の重い第一当事者となった事故は減少傾向にある一方、75歳以上の割合は上昇しており、高齢ドライバーへの事故防止に向けた取り組みが急がれています。全国的な高齢者の事故の状況により「警察による高齢ドライバーの免許自主返納が各地で広がりを見せている」との報道もありますが、免許返納で運転を断念する人へのケアも重要です。また、公共交通機関の充実も急務であり、特にデマンド交通システムの整備は、利用者の希望時間や乗降場所などに応えることができるので有効です。

そこで、高齢ドライバーの事故を防ぐための取り組みについて伺います。

2、小学校入学用品等の助成について。

国が自治体の支援策を促す「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定してから約3年半が経過しました。宮城県知事は、昨年9月に「教育費負担の軽減を求める意見が多く、少子化対策と子育て支援は県の将来への喫緊の課題である」と述べ、小学校入学時に教材購入費などを助成する制度の創設を前向きに検討したい方針を明らかにしました。

そこで、この県事業の推進について、町長の見解を伺います。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。大綱1問目の1)と2)は教育長、大綱1問目の3)と大綱2問目は町長。最初に、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 有賀議員の大綱1問目の2点についてお答えします。

1点目の指定通学路一斉点検についてです。

平成24年4月に京都府亀岡市で発生した、登校途中の児童らの列に自家用車が突入して児童

などが死傷する痛ましい事故を受け、柴田町では、平成24年8月に、学校、町役場の担当課、スクールガードリーダー、そして大河原警察署交通課と連携して通学路の合同点検を実施するとともに、安全対策の必要な箇所については、歩道の整備や地下道の出入り口にポールコーンを設置するなど対策を講じました。

また、各小学校では、引き続き通学路を中心とした点検を行いながら、危険箇所マップを作成して児童や各家庭にお知らせしたり、交通安全教室を開催するなど安全対策を行ってきています。現在、通学路での安全対策としては、町で認定しているスクールガードリーダーを中心として、それぞれの小学校区でボランティアによる見守り隊が組織されており、通学路や学区周辺に異常があった場合には、スクールガードリーダーから報告を受けて関係機関の協力を得ながら対応しています。

今後の取り組みとしましては、それぞれの学区において、関係機関が連携して定期的な合同点検を平成29年度から実施できるよう準備しているところです。

2点目の交通安全の取り組みについてです。

児童生徒に対する交通安全教育につきましては、小学校においては、新入学児童を迎えた4月に警察、交通指導隊、見守り隊の方々の協力を得ながら交通安全教室を実施しています。模擬信号機を使った横断の仕方の体験や、実際に自転車を使うなどの体験を通して交通ルールを学んでいます。中学校においては、1年生を対象に学級活動や総合的な学習の時間を利用して交通安全教室を実施しています。自転車の利用については、ヘルメットの着用を奨励し、道路交通法上は車両と位置づけられていることなどについて学び、ルールの遵守とマナーの向上につなげる指導を行っています。

また、柴田町では、平成27年度から文部科学省の「防災教育を中心とした実践的総合支援事業」に取り組んでおり、2年目の今年度は、東北工業大学教授を安全アドバイザーとして5回お招きして、東船岡小学校の4年生に指導していただき交通安全マップづくりを行うとともに、児童から出された学区内の危険箇所の合同点検も実施しています。

今後も、実践的な交通安全教育の実施を通して、危険を予測し、みずからの身を守ることができる力を育んでいくことが重要であると考えています。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 次に、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 3点目、高齢者ドライバーの事故を防ぐための取り組みについてでござ

います。

高齢運転者の交通事故防止対策につきましては、春には柴田地区地域交通安全活動推進委員協議会が主催となって、秋には柴田町が主催となって、仙南自動車学院のご協力をいただきながら「高齢者ヒヤリ・ハット体験会」を開催しております。また、全町民への交通安全に関する普及啓蒙を目的に、「広報しばた」平成28年10月号において、高齢者の事故防止対策についての特集記事を掲載して周知活動にも取り組んでいるところであります。

免許返納につきましては、本町においても返納する方がふえてきております。65歳以上では平成25年度は15人、平成26年度22人、平成27年は46人、平成28年11月末現在で54人の方が返納しています。

警察では、交通安全を図ることを目的として、運転に不安がある高齢者には運転免許証の返納を促しているところでございます。

町としては、自家用車にかわる足として、デマンド型乗り合いタクシーはなみちゃんGOを運行しております。今後も高齢運転者の交通事故防止のための安全教室、体験会等の開催を関係機関と連携しながら強化してまいります。

大綱2点目、小学校入学用品等の助成についてでございます。

現在、少子高齢化が喫緊の課題の一つとなっておりますが、県では、少子化対策の推進や子育て家庭における経済的負担軽減を図るため、新たな助成制度の創設を目指しております。その動きに並行して町教育委員会でも検討を進めてきました。現在、（仮称）小学校入学用品費等助成制度を新たに創設するとともに、1人当たり3万円を補助し、総額195万円を平成9年度の今回の一般会計予算に盛り込んでおりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。なお、対象児童は現在65人を見込んでおります。

以上でございます。

平成29年度、今年度予算でございます。盛り込んでございますので、確認をしていただけるとありがたいと。

- 議長（加藤克明君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。
- 12番（有賀光子君） 指定点検、一斉点検ということで、先ほど29年度より定期的に点検する準備をしているということですが、どのようにしていくのでしょうか。準備として。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（伊藤良昭君） 各学校等の全ての学校に対して、行政サイド並びにガードリーダー並びに指導員、交通安全関係のもろもろの関係者等と一体としながら、協議会を設立して、

各学校の通学路に対しての安全点検を進めていきたいというふうに考えています。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○12番（有賀光子君） 昨年の9月の会議のほうで、前回平間奈緒美議員も交通安全対策について質問しておりました。その中で、一般質問の中で町からの答弁ということで、学校、地域からの通学路に関わる要望としては、東海高熱工業株式会社の西側の水路のふたかけ、あと船岡中学校の西側の拡幅、あと船岡支援学校北側の町道への歩道整備の要望がありますという答弁でした。その中で、この東海高熱工業株式会社西側の、今年29年度に安全柵を交換するというお話でしたが、詳しく教えてください。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） 今お話の件につきましては、平成28年度3月いっぱい、ガードフェンスということで120メートルほど水路沿いに設置完了する予定になっております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） ここは区としては最終的にはふたをかけてほしいという要望だと思うんですけども、町としては、ふたはしていくんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 実は水路は都市下水路になって下水道施設になるんですが、実は東海高熱側に対して、道路からはかなり低い位置に水路がございます。ですから、ふたがけをただただけでは状況は変わらないので、それに対して道路を拡幅するために相当な盛り土をして広げていかなければならないということになるんです。今の現状ですと、入り口の幅は決まっております。ただ、その部分だけ拡幅してもという疑問は残るところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） そうすると結構、私もちょうど住民の方から聞いて、やっぱり夏になるとにおいもするし、あと暑くなると蚊とかもいっぱい出るということで聞いていて、途中まではふたがあって、途中からまだふたがされていないということですよ。その辺は、町としての考えは。

○議長（加藤克明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） 上流側につきましては、もともと道路が狭いところだと思うんですけども、都市下水路、ふたかぶっている路線がございます。今のそのにおい関係につきましては、工事説明会をやった際にも実は地元から出まして、新年度、平成29年度でその辺の調査とか、あと必要に応じたしゅんせつを都市下水路として予定してござ

います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） そうすると、要望としての行く行くはふたをしていくような考えでよろしいのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） 今お話をさせていただいた部分につきましては、現在ふたがかぶっているところの中を上から見えませんので、中に入って調査して、悪いところを直すということでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） 次に、新栄通線から船岡中学校のところに行くところ、ここは通学路になっているかと、以前、前回の質問のほうでもお話しなっていましたけれども、以前に私も信号機設置の要望ということで一般質問させていただきました。そこは今度29年度に信号機設置するというお話を聞きましたが、詳しくお話ししてください。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 信号機は設置されることとなります。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（有賀光子君） そうすると、平成29年度に信号機設置になるということでよろしいのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今年度中に設置ということで進めております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（有賀光子君） 29年。

○議長（加藤克明君） もう一度。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 28年度中に設置ということで進んでおります。間もなく設置がされます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） わかりました。やはり朝、あそこを通学するときにはかなりの車が通っているということでなかなか子どもが通れないということでお話を聞いていましたので、大変嬉しいことだと思います。

あと、さくら大橋から新栄通線に曲がるところの道路で、ヨークベニマルの角田市に行く大

きい道路のほうなんですけれども、あそこは夜になると、中は防犯灯とかライトがついて明るいんですけれども、その曲がるところがちょっと暗いということで、よくあそこはヨークベニマルまで素通りしてしまうというお話を聞いたんです。それで、そこ曲がるところに標識とかわかるようなものがあればいいというお話を聞いたんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 現場のほうを確認させていただいて対応したいと思いますので、一度確認させてください。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 前にも佐々木裕子議員から来て、県のほうにお話ししていると。私は覚えておりましたので。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 今町長が言われたとおり、県のほうでは、一般質問あったときにすぐに県にお伝えして、道路管理のほうに言ってはございます。

あとは、なぜこや歯科のところは暗かったかという原因ですけれども、実は新栄通、街灯の修繕がちょっとできていない部分もあって、特にこや歯科の部分なんかは5灯に1灯くらいがついていない状況で非常に薄暗い状況が続きましたけれども、修繕でことし直しましたので、新栄通から自衛隊に向かう道路にぶつかったところまではきちっと整備されているという状況です。

ただ、県の部分だけは、ついたかどうかというのは実は確認はしておりませんが、そういった要望も上げてございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） つい最近もやっぱりあそこを通り越してしまうという、わからなくて、暗くてわからないというお話を聞いていますので、あと今、県のほうには要望が行っているということでしたので、そうすると県のほうからは回答は来ているんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 県のほうではいろいろ細かいことをやっていただいております。ですから、議会のほうでも県道に関する部分はすぐに都市建設課のほうから上げてあって、多分いっぱいいっぱいその都度やっていただいているのではないかなというふうに思います。

私も町なかを歩いたときに、右折するところ、よく看板もついてわからないというふうに思っていましたので、改めて最優先でここに看板をつけてもらうことと、照明つきの看板を

つけてもらえるかどうか、第一義的な課題として土木事務所に別ルートを通じてちょっとやってみたいというふうに思います。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） 看板をつけていただければ最高だと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、高齢者ドライバーの事故を防ぐ取り組みについて質問いたします。

先ほど柴田町の高齢者ドライバーの交通事故の状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 柴田町の高齢者ドライバーの事故でございますけれども、平成27年、暦年でデータがありますので暦年で申し上げます。交通事故件数は24件、死亡事故件数はなしとなっております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（有賀光子君） その高齢者ドライバーの事故の特徴はわかるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 記憶力とか判断力とか身体の低下、視野なども含めまして、そういった老化による事故といったことになっております。具体的には高速道路の逆走ですとか、あとはアクセルとブレーキの踏み間違い、あとは判断ミスなどが挙げられているようでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○12番（有賀光子君） 交通事故の件数は全体としては先ほど減少傾向であります、反対に高齢者の事故が増加しているというのもあります。柴田町における対策はどのようになっているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 先ほど町長がお話し申し上げましたように、仙南自動車学院を会場にいたしまして、高齢者ドライバーのほうの実地コースのほうで安全教育のほうを図っているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○12番（有賀光子君） あと、先ほど教室を開催しているということですが、この詳しい内容を教えてください。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 高齢者ドライバー安全教室ということで、名づけまして「高齢者ヒヤリ・ハット体験会」という命名で毎年実施をしているものでございます。春と秋年2回やっております。仙南自動車学院のご支援のもと、また警察の方のご支援のもとで実施しております。実際にコース場を走りまして、走っている最中に人間に仕立てた人形が飛び出すということで、そのドライバーが急に人形をはねないでとめられる判断能力があるかというようなことを実際体験しております。また、運転適性検査というものもあわせて実施をしているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） 効果としてはどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 実際にそのコースを使って走るということはなかなかあるチャンスではございません。また、そのコースを走ることで、自分がどういうふうに加齢による低下があるのかということを実際体験できるものだと思っております。また、警察の方からもアドバイス等もございますので、効果はあるものというふうに見ております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○12番（有賀光子君） では、次に高齢者の免許について伺います。

柴田町に高齢者の免許を持っている人数を教えてください。先ほどふえていていると思いますが、どうなっているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 65歳以上でデータがございますので、申し上げます。免許を持っている方、平成25年末は4,724人、26年末は5,156人、27年末は5,513人、28年11月末現在で5,799人でございます。年々ふえていているということになっております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○12番（有賀光子君） 先ほど町長のほうから免許返納の状況をお話ししていただきましたが、返納するのが少しずつふえているということはわかったんですけども、次に、国、宮城県、柴田町にある高齢ドライバーのうち何割が返納しているのか、わかれば教えてください。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 平成27年のデータでお話し申し上げます。国では1.6%、宮城県では1.0%、柴田町では0.8%となっております。

○議長（加藤克明君） 有賀議員、ちょっとマイクをもう少しつけて。ちょっと声が拾えないの

で。再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） それでは、国全体や宮城県全体を見ても免許証を返す方は少ないようですが、これは何か原因が……。分析はしているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） お話を伺いますと、いざという時のために免許は持っていたいという考え、あとはまだ自分は大丈夫ですよという自信ということもあるでしょうし、あとは免許証を返してしまうと、免許証は一つの身分証明書にもなりますので、そういったものの身分証明書というようなもので返納されないということもあるというふうにご伺っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○12番（有賀光子君） では、最近、免許返納を推進するためには、各自治体で返納した方に対してはいろいろな交通機関のチケットを助成しているところもあると思うんです。それで、その自治体の状況について教えてください。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 宮城県内でございますけれども、返納者への助成ということで実施をしております。35自治体ございますけれども、11の自治体で助成をしております。内容につきましては、デマンドタクシーの回数券の割引とか無料券、あとは市内を走りまわす巡回バスの無料券などを実施しているようでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） そうすると、宮城県内では3分の1くらいの自治体を実施しているということですが、この県南地域の状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 県南地域でございますが、名取市から以南、4市9町でございますが、3自治体で実施をしております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○12番（有賀光子君） 3自治体ですけれども、どこがしているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 角田市と大河原町と川崎町です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） その3自治体のを詳しく教えてください。どういう助成をしているのか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 角田市につきましては、デマンドタクシーの利用券をお配りをしているということになっているようでございます。大河原町につきましても、同様にデマンドタクシーの回数券を助成しているということでございます。川崎町につきましては、町民バスのほうを無料にするということにしているようでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○12番（有賀光子君） そして、角田市は割引券、デマンドタクシーの利用券をやっているということですが、それは毎年というかやっているんですか。それとも、どういうふうにな…、1回限りとかそういうふうになっているんでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 免許返納をした1回限りということで実施をしております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） その3自治体がそういう割引券とか、返納した人にはそういうふうになっているということで、返納して割引きをやったということでふえてはいるんでしょうか。その状況はどうなんですか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 自治体のほうにお伺いをさせていただきました。その制度自体設けてはいるわけですが、あるからといって数がふえてきたわけではなかったという事実がございました。それで、ふえてきたのは最近でございまして、報道がありました高齢者事故、ドライバーの事故ということがあって、そちらのことで自主返納される方がふえてきているという内容を伺っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） まず、柴田町ではどのように考えているんでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 報道等を拝見いたしまして私どものほうでも危惧はいたしました。検討もしてまいりましたが、現時点におきまして助成ということは行わないということに判断をいたしました。

理由といたしましては、近隣の自治体でやっている、全国でやっている自治体もあるのは拝見しておりました。その中で、免許を返納して1年間というところがほとんどでございまして、

生涯ずっとその方々に助成をし続けるというところはほとんどないというような状況を拝見をいたしました。では、1年後どうなるのかということも考えなければならないというふうにも思いました。

あと、2つ目には、ほとんどのところがデマンドタクシーとか市内巡回バスとかというところで助成をされていると、しかも単年でというようなことをございますけれども、実際本町で考えられるとすればデマンドタクシーになるのかなと思うんですが、実際免許を持っていない方で有料で利用されている方もいらっしゃいますと、そういう方との整合性はどう図るべきなのかということも考えました。

3つ目には、高齢者ドライバーということですが、若い方もお年を召された方もドライバーのお一人ということ。交通安全、安全走行するということはドライバーの義務であるというふうに考えます。もしご自分の体力に自信がない、公道を走ることがちょっと不安だということになれば、やはりそれは助成というものがあるからということよりは、ご自分で判断すべきというふうに私どもで考えたものでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） 助成するというのも1年間とかきっかけありますけれども、一つの返納のきっかけづくりにはなると思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） きっかけづくりの一つにはなると思います。ですが、近隣のお話伺いましたところ、助成があるからということで免許を返納するという状況ではなく、高齢者ドライバーの事故などを見まして、それで自主的に返納される方がふえてきているということを伺っております。警察のほうでもそのようなお話をされておりました。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） では、柴田町ではデマンドタクシーがあるからそれが高齢者のほうであれするという事なんですけれども、そのデマンドタクシーについて、まず運行してから数年たちますが、最近の利用状況について伺います。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） デマンドタクシーでございますが、平成27年の実績でお話をさせていただきます。登録者数は2,505人、延べ利用者数は1万7,778人、1日平均当たりの利用者数は73.5人。主な利用目的としましては、買い物、公共施設への足、金融機関、また医療機関というような内容になってございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○12番（有賀光子君） このデマンドタクシーは柴田町でもかなり安定していると思うんですけども、高齢化社会に対応して今後も維持していただきたいと思います。

まず、現在、高齢ドライバーの交通事故防止のための会議、来月の3月から開催されますが、これを参考にして柴田町も今後どのような高齢運転者の安全対策を行う予定か、もし計画があれば教えてください。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 道路交通法の改正が3月12日から施行されるということが決定しております。認知症のことが今現在社会問題にもなっているということもありますので、認知症の検査が取り組まれるということで県警からのお話を伺ったところでございます。

本町といたしましては、先ほど申しましたように、自動車学校のご支援をいただきながら仙南自動車学院のコースのほうで実施をさせていただいております。それで、年2回実際やっているんでございますけれども、これからのお願いということなんですが、数をふやして町民の方の参加を呼びかけて機会をふやしたいというふうに考えております。

そういったことで、まず自分の運転能力というものをご自分でまず確認していただいて、そしてご自分で気持ちよく自主返納ができるような形に持っていければよろしいのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○12番（有賀光子君） 一応今のところ柴田町ではそういう助成は考えていないということなんですけれども、国のほうでは、高齢者の今後一層増加が見込まれるということで、さらなる対策が必要になってくるというお話をしております。そして、この運転免許を返納した人たちの生活の足を確保するためには、自動車運転にかわる移動手段確保の検討に進める考えを今回明らかにしたというふうに載っておりました。そういう意味では、デマンドのほうはまだこれから国のほうでも推進していくのではないかと思います。

その中で、この日本老年精神医学会の方が国のほうに具体策を求める提言を出したその中に、やはり先ほどお話しした運転免許を返納した人たちへの支援では、タクシーやバスの乗車券の支給、公共交通機関の整備を求めたということが載っておりました。

つい最近のほうでも、やはり柴田町の中でも何人かは、返納したいが、先ほど角田市とかお話があったように、1年間こういう割引券が出るけれども柴田町ではそういうのは出ないんですかという意見もお聞きしました。そういう意味でもやはりちょっとしたきっかけも必要にな

ると思いますので、再度もう一回お話をしていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、小学校入学用品の助成についてお聞きいたします。

これは単年度事業なんですか、それとも続けてやるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） これにつきましては、少子化対策の一環としまして、教育費の保護者の経済的負担を緩和するということから、今回第三子の家庭に対する措置ということで県のほうが2分の1の補助を出して自治体でも予算化するという事業でございまして、現在のには継続するというふうな中身の通達はございませんので、単年度なのかなというふうな形では考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○12番（有賀光子君） 単年度になるということで、これは対象者となる方は全員。所得制限とかそういうのはなく、全員に行くということでいいのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） これにつきましては所得制限は設けておりませんので、所得制限は全然関係なく、なお準要保護、要保護の観点についても一律同じ対応として制度としてなっております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） このPRとしてはどのようにしていくのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） これにつきましては、全県下基準日を5月1日現在の児童の所在地というふうな限定というふうな統一されておりましたので、それに見合った形で、遅くとも5月あたりにお知らせ版等で周知を図りたいというふうに思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○12番（有賀光子君） 柴田町では、先ほど入学品の学用品とかそういうのではなく現金3万円をするということでよろしいのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） はい、そのように考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） わかりました。全員に漏れなく、忘れたとかということのないように、

申し込みするのに、向こうが申し込んでなかったとかそういうふうな方には再度お話をして全員に渡るようにしていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（加藤克明君） これにて、12番有賀光子さんの一般質問を終結いたします。

次に、11番広沢真君、質問席において質問してください。

なお、広沢議員からパネルの使用の申し出がありましたので、許可いたします。

〔11番 広沢 真君 登壇〕

○11番（広沢 真君） 質問の前に、ちょっと質問の関係で実は計算が必要なんです、計算機を忘れてきて、携帯電話の計算機限定の使用を認めていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） はい、わかりました。（「計算機ありますか」の声あり）立派なやつありますね。（「ありがとうございます」の声あり）

○11番（広沢 真君） 11番広沢真です。

放射性物質を含む廃棄物の広域での「混焼」処理について。

12月会議で混焼問題を取り上げて以降、大河原町などで説明会が行われ、再度の市町村長会議が行われました。12月27日の市町村長会議では、栗原市の佐藤勇市長、登米市の布施孝尚市長が慎重な態度をとったため棚上げとなり、年明けからの試験焼却はとりあえず実施されませんでした。しかし、宮城県は、半年以内に再び市町村長会議を開いて再度議論すると言っています。

法制度で定められた一般廃棄物の処理は「自区内処理」が原則で、今回の県の進め方は、県知事には権限がないにもかかわらず、市町村に一斉処理を求めるという地方自治の原則と民主主義に反するものであり、容認できるものではありません。さらに、放射性物質は焼却しても減容効果がありません。また、風評被害の可能性については検討もされていません。

県内では、住民からの不安の声なども高まり、各地で住民運動の団体も立ち上がっています。当面棚上げとなっている時間を利用し、さらなる検証を進め、柴田町と仙南地域の安全安心を確保する必要があります。市町村長会議や仙南地域広域行政事務組合の理事長として議論にかかわっている滝口町長に見解を伺います。

- 1) 地方自治の原則に反する宮城県の進め方についてどう思われているか。
- 2) 風評被害のリスクについてどのように思っておられるか。
- 3) 周辺住民の不安の声についてどう感じておられるか。

4) 1月30日に開催された農林系汚染廃棄物処理に関する市町村担当者会議では、どのような議論がなされたか。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 広沢真議員、放射能を含む廃棄物の広域での混焼についてでございますが、4点ほどございました。随時お答えをいたします。

広沢議員のご質問のとおり、一般廃棄物の処理は市町村が行うこととなっています。しかし、汚染廃棄物は、保管者の意思とは関係なく原発事故により、いわば強制的に処分することができない廃棄物に変えられたものでございます。原発事故から5年以上が経過しましたが、約3万5,280トンが民有地で、主に農家で保管されているのが現状でございます。今回の汚染廃棄物の処理については、前例のないことであり市町村単位で解決するには難しい問題だけに、県が先頭に立ち、国及び市町村の調整役として動くことは当然必要であると考えています。

当初、宮城県指定廃棄物等処理促進市町村長会議での県の汚染廃棄物処理方針は、一方的な説明でありました。しかし、その後、各市町村及び広域行政事務組合が持つ不安感やリスクに対し、各市町村及び広域行政事務組合に担当者が出向いて、知事も出向いて説明を行うなど、安全性を最優先に、また風評被害が出ないよう各自治体の要望に配慮する姿勢に変わってきたように思っております。最後は、柔軟な方針で2回目の会議に県は臨んでいたというふうに思っております。

2点目、3点目は一括でお答えいたします。

処理施設を有する市町村及び近隣の市町村で実施した住民への説明会、議会への説明会の中で、安全性、健康への不安、風評被害への不安、バグフィルターへの懸念等、多くの意見が出されたようでございます。また、県内一斉の焼却処理に反対する住民団体が県南地域でも結成され、焼却処分に対する住民の方々の不安は理解するところでございます。

しかし、汚染廃棄物を保管し続けている農家の方々の心情を察すると、これ以上迷惑をかけ続けることはできず、仙南地域広域行政事務組合の理事会において、各首長苦渋の決断でありましたが、試験焼却を行うとの決定をいたしました。試験焼却を行うに当たって、仙南クリーンセンターに1カ所、仙南最終処分場に1カ所、処理施設のある角田市、隣接する大河原町及び最終処分場のある白石市にモニタリングポストを設置し、焼却に伴う周辺環境への影響を常時監視できる体制の確保を条件としております。焼却前と焼却後の空間線量を「見える化」す

ることが、風評被害に対するリスクと周辺住民の不安の解消になると考えております。

4点目、会議では、8,000ベクレル以下の汚染廃棄物を焼却以外の処理方法として堆肥化、すき込み、林地還元による処理についての説明と、国が処理に係る事業費の2分の1を補助する内容について説明がありました。

説明会の中では、焼却以外の処理方法、補助金に関する質疑はありましたが、その他汚染廃棄物処理に関する議論はありませんでした。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 広沢真君、再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） 問題、多岐にわたるんですが、今回は前回に引き続いて少し問題を絞ってお伺いしたいというふうに思います。

特に、まず最初にお伺いしたいのは、風評被害の問題です。今、空間放射線量を見える化して、それで不安を解消するというふうなご答弁でした。しかし、やはり風評被害というのはもちろん誤解あるいは誤った情報が伝わるということによって起こる、そういう問題が本質ではありますが、それを抑えるための努力というのは、必ずしもこれまでの例を見ても成功してこなかったということがあると思うんです。その点で、一つは、ごみ焼却施設から出ているかもしれない放射線がある。そしてまた、今度はすき込みなどを、実際に農地として活用しているところに細かく砕いて汚染された稲わらや牧草などをすき込む、そういう情報が漏れたときに風評被害というのは少なからず避けられないのではないかというふうに思っております。

その点で、今の町長のご答弁では、国のほうの対策費が出ているというふうなお話がありましたが、その対策費、それから県の立場として風評被害が起こった場合の対策としてはどのようなことが考えられているか、聞いているか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 対策費については、具体的に事例を示されて県のほうから回答は得ておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） 風評被害について、県議会での議論では、村井知事の答弁は「予測が困難。考えていない」というような答弁だったそうです。それから、環境省の風評被害の対策費については、国の予算で5県50億円というのが出されていますが、これについては、実際には風評被害で東北あるいは宮城県の農作物は安全なんですよということを啓発する事業だけだそうです。ですから、現状で風評被害が起こった場合、例えば農家の収入が激減した場合、ある

いは観光客が来なくなってしまった場合などに対する補償については何ら考えられていないというのが現状であります。

そのリスクを私は宮城県はどのように考えているのかというふうに思うんですけども、ただ宮城県の議論をここでしても始まらないので、例えばきのうからの一般質問の議論でも、インバウンドということで海外からの観光客の皆さんを誘致するというふうなお話がありました。しかし、記憶をたどってみますと、東日本大震災、そして福島第一原発の事故後顕著にあらわれたのは、海外からの観光客が一斉に来なくなった、観光客が激減したということがありました。それから、農作物でも、実際に全量検査をして基準値以上のものが出ないとなっても買い控え、あるいは実際に出てしまったら出荷停止などということが起こったんですが、その辺のところ、実際に例えば風評被害が起こったらどうしようというふうに考えるのか。これは町長に伺いたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 私はもちろん風評被害の心配はありますが、逆に今農家の方々、家の前で山積みされているその牧草、稲わらをどうするかと、そちらを考えてあげないと、彼らは自分で何もできないわけですよ。ですから、そういうところ等を合わせて考えていかないと風評被害の問題というのは根本的な解決に私はならないのではないかなと。この条件としてみんな話合ったのは、やはり環境に影響のないところの最初と、燃やす前の空間放射線量をしっかりとらえて、そして出ていくところ、ここをまず試験焼却する。そこまでしか仙南広域と合意しておりませんので、まずデータをつかんでやってみるということでございます。それで、もし環境に大きな影響があるということが見える化した段階でわかれば、本格的な焼却にはいかないという選択肢もあると。まずは、県が言う2週間に1遍の少しずつ燃やしていった場合の影響はどうなるかと、そこまでは各首長も農家の人のためにもやらなければならないという判断に至っているということでございます。

今でもいろんなのを燃やしておりますが、300ベクレルの放射能は出て、そして最終処分場に運んでいるんです。毎日。そういうこともありますとそれは言わないだけの話で、実際には多分出ているとは思いますが、そういうことも考えてやらないといけないのではないかなと。

風評被害でございますが、確かにヨーロッパのほうからは少なくはなっておりますが、たまたま台湾とかに行かせていただきましたけれども、ほとんど今は放射能に対する観光への影響はありませんというお話を聞いてきております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） 混焼の問題を考える場合に、例えば宮城県が言っているだけではなく多くの自治体の職員の方なんかも言っているんですが、実際に、今町長は一般のごみを燃やしたときに300ベクレルの放射能が出たというふうなお話もありますし、沿岸地域では実際に放射能に汚染された瓦れきを燃やしたじゃないか、そのこともあるのに今回のだけ問題にするのかという議論が自治体の職員の中にも出ているというふうに聞いております。

ただ、問題は、実際に今の我々の人間として科学技術、検査技術などができる限界を考えた場合に、できるものとできないものはしっかり区別して、同じ土俵で議論しないことが必要だというふうに思います。例えば、御存じかどうかわかりませんが、国際的に放射線防護の国際原則を定めている国際放射線防護委員会、これはイギリスに本部があるんですが、これについて、放射線のやむを得ず拡散なりあるいは被曝をすることの基準というのが大ざっぱですが定められています。わかりやすい例を挙げますと、例えば私たち健康を考えた場合にさまざまな検査を受ける場合、けがや病気を診断するためにレントゲンを撮ります。レントゲンというのは放射線です。ですから、実を言うと、レントゲンを撮ることによって放射線を浴びて実は発がんリスクが高まっているというのは、これは間違いない事実です。しかし、なぜそれが医療現場で当たり前のように行われているかといえ、そのことを行うことによって健康の悪化を防げる。けがの特定、あるいは病気の発見、そういうリスクを上回るメリットがあるからということで許容されている被曝です。そういう時点で、要するに被曝を受けるよりもメリットがあることについては、やむを得ず被曝を許容する場合があるというふうに定めているのが国際放射線防護委員会の、ICRPと言いますが、基準です。

その場合に、今回のこの混焼の問題を考えてみてください。一つは、今言ったように、今答弁にありました、町長が一般のごみを燃やしたときに300ベクレル、あるいは柴田町ではないですけども、震災の瓦れきを燃やしたときに出了た放射能。この問題を考えたら既に燃やしているじゃないかということなんです、この場合、例えば一般のごみを全量検査はできないですよ。それは技術的にも予算的にも不可能だと思います。それから、震災のごみについては、特に瓦れきについては、その瓦れきの撤去が終わらなければ実際の復旧・復興が始まらないという事情があって、それをあえてやらなければどうしようもないという状況の中で起こってきた被曝であります。

この問題について、実際にかかわった人が被曝した場合には、今後とも健康問題に気をつけてより綿密に管理をしていく必要はあるというふうに思います。それまだ実現はしていませんが、ただそういうやむを得ない、あるいは技術的に不可能な問題と、それからそこに放射能が

あるということがわかった時点で、あえて放射能を燃やして拡散のリスクを人為的に行う。この問題が同列に考えるべきではないというふうに思います。

その点で、今回の混焼の問題ですが、それを上回るメリットはあるのかということです。町長のお話ですと、当然農家の人の個人負担が大変だ。これは事実です。ただ、農家の人の個人負担を解消するのに放射能の新たな被曝のリスクを伴うことを、要するに全住民に分け与えるのか、そういうことをきちっと区別して考える必要があるのではないのでしょうか。

農家の問題、個人の負担の問題を言いますが、そもそもこの放射能の問題が出てきたときに最初100ベクレル以下は国とそして責任企業が処理に責任を負うというふうに言っていたのを、福島第一原発の事故以降、放射性物質対処特別措置法というのを国が定めて8,000ベクレルに勝手に……、勝手にというか、一方的に線引きをしてしまった。そのことが大きな問題であって、農家の問題を考えるんだったら個人補償も含めて国と東京電力が責任を負うべき。そこが怠っているからそもそも農家の人が大変なんだということは理解するべきだというふうに思います。

そのことを踏まえた上で、ではこの混焼の問題をどういうふうに考えていったらいいのかということ提起したいんですが、この問題については、特に今県議会で、この市町村長会議も受けた形で県議会の環境生活農林水産委員会、ちょっと長いんですが、参考人招致を3回ほど行っています。3回の内訳は、1回目1月10日に行われたのは、環境省の国立環境研究所の研究者である大迫政浩氏、それから2回目1月16日は、共和化工と言いますからバグフィルターなどをつくっているメーカーです。それから3回目が2月5日、これは日曜日なんですが、必要なことなので日曜日でもあえて委員会を開くべきだという超党派の合意でこの間の2月5日の日に、私が12月会議の質問でも取り上げた岩手県の岩見億丈氏を参考人として招致して、推進の意見、そしてメーカーの意見、そして反対の意見、この三者を聞いて判断をしようというふうな議論になっているようです。

主にこの中ではバグフィルターの性能の問題についての検証が行われています。その部分を受けて私もいろいろ勉強しましたので、今回は特に仙南クリーンセンターのバグフィルターの問題で、実際に放射能がどのような動きをするのか、そのことを検証した上で今後の考え方を伺いたいというふうに思います。

まず、伺いたいんですが、仙南クリーンセンターで最大量燃やしたとき4.2トンというふうに聞いていたんですが、その4.2トンに1トンの放射性汚染廃棄物を混ぜて燃やしたときに、当然エアを入れて燃やすわけですが、時間当たりのエアがどれぐらいの量になっているのかと

ということと、それから1回当たりの燃焼、最大限燃やしたとして、4.2トン燃やしたとして何時間かかるのか、その辺の数値を教えてくださいたいんですが。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 仙南クリーンセンター、昨年の12月1日から受け入れしました。実際は焼却開始が12月4日からなわけです。それで、今その辺、試験燃焼というようなことでいろんなデータとりをしております。それで、その焼却するに当たっての空気量、ごみには生ごみ的な低カロリー、要するに燃やすのに非常にカロリーが要るものとか、あとはそういうカロリーなしでもって自然焼却的に燃えるというようなものがあります。それで3段階に区分しながら計算しております。

私のほうで今ご説明するのは、中間値というようなことでお答えします。1時間当たり1万4,700立米と、ノルマル立米というふうなことになります。1時間当たりです。それで1時間当たり4.2トンほど焼却できるわけですがけれども、それで1トン当たりに直せば3.5立米というふうな空気量が必要になるということになります。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） 1時間で4.2トン完全燃焼できるということですか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 1炉当たり1時間当たり4.2トンのごみを焼却できるというふうなことになります。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） そうすると、確認なんですが、混焼をやる場合、この4.2トンのうちに1トンの放射性汚染廃棄物を混ぜて燃やすと、1時間で燃やすということになるんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 2つの炉があるわけですがけれども、1号炉、2号炉というふうなことで、1つ当たりの炉の焼却の能力を示したわけです。それで、1号炉、2号炉というふうなことでそれぞれ1日に換算すれば100トン焼却できるというふうなことで、日当たりの最大が200トン焼却できるというふうなことです。

それで12月から試験稼働しているわけですがけれども、1月中の日平均の焼却の量なんですけれども、72.12トンというふうなことです。あと、1月は1日当たり149.37トンというふうなことになります。そうしますと、大体日当たりこれくらいの一般的な焼却物があるわけなので、その中に試験焼却用の最大限1トンが加わるというふうなことになります。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） 知りたいのは、1時間当たり1万4,740立米の空気を送って燃やす。そして1回当たりの焼却に使われるエアが総量でどれぐらいになるかという数字を知りたかったんですが。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） そうしますと、12月中には平均72.12トンというようなこと、それでその数字に先ほど言った3.52を掛ければ1日当たりこれらの燃やせるごみを焼却するのに空気量がどれぐらいかというようなことはわかると思います。ちょっと私も計算機今手持ちでないのであれなんですけれども、そういうことで計算お願いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） では、ちょっと単純化します。焼却炉内のセシウムの状態を平均化、標準化して考える場合に、先ほど時間当たり燃やすのに1万4,740立米というふうなお話でしたので、これを24時間稼働したというふうにすると35万2,800立米です。これを今、先ほど町長の答弁にもあった約3万6,000トンの放射能汚染廃棄物の平均ベクレル数は518ベクレルです。この平均ベクレル518ベクレルを、キログラム換算ですから、これを1トンとすると51万8,000ベクレルということになります。ずっと24時間燃やし続けて、51万8,000ベクレルあるものを燃やし続けると、そのエアによって希釈されて出てきます。出てきますというか、燃焼炉の中に存在するという事です。そうすると、ちょっと誤差もあるというふうに思いますが、大体燃焼炉の中で希釈されて1.4ベクレルの状態で存在をするというふうになると思います。

その1.4ベクレル存在した燃焼ガスがバグフィルターに行くということなんです、そこで、ちょっと見づらいですけども、これバグフィルターの概略図です。この黒いのは無視してください。ちょっと写真が真っ黒に写っただけですから。このガス入り口というところが書いてあります。ここに燃焼室があります。燃焼室から燃焼されたガスがこちらに流れてくるわけですけども、燃焼室からガスに来る間のところに冷却装置があります。水冷で、冷却水を使って炉の中、800度以上ある温度をここのバグフィルターに来るまでに急速に200度近くまで落としていくということになります。200度になって急速に冷やされたことによって結晶化したものを、この垂れ下がった状態、これですね。これがバグフィルターのフィルターです。袋状になっていて、バック状だということでバックフィルターからバグフィルターと言うそうですけども、ここに送り込まれて、ここにガスは出ていくわけですけども、このフィルターにつかまってこのフィルターでとどめられるというふうなことです。

そもそものこのバグフィルターの設計思想は、300度で急速に結晶化を始めるダイオキシンを前提とした設計思想です。ですから、冷却装置を通った200度になった燃焼ガスに含まれるダイオキシンの構成物質は、200度になった時点で相当な数も結晶になってここにフィルターに付着するというので、大幅に除去できるという前提で設計されています。

ですが、このダイオキシんとそれから今回問題にしている放射性セシウムの問題を考えた場合に、ダイオキシンは300度を下回ると急速に結晶化するんですが、セシウムという物質は非常に結晶化しにくい物質として知られています。セシウム単独でいいますと融点が28度、摂氏28度ですから外気温で解け始めるということです。沸点が671度です。単独で存在すればそういうことです。あと、焼却炉の中で燃やした状態であるとセシウムは化合した塩化セシウムの状態で存在するというふうに言われています。その塩化セシウムについては融点が645度、沸点が1,295度ということで、融点はぐっと上がりますが、ただ結晶化しにくいというそもそもの物質の性質があって、このバグフィルターでつかまえるのを前提にしている結晶化でつかまえにくい、そういう性質をそもそも持っている物質だというのはご理解いただきたいというふうに思います。

ここで問題になってくるのは、今回の県議会の参考人招致でこのバグフィルターのそもそもの性能・性質の問題を岩手県から来られた岩見億丈さんが詳しく検証しています。一つは、この200度という温度で急速に冷やされてこのバグフィルターまでやってくる燃焼ガスが、来るまでの時間がほんの数秒です。ほんの数秒でフィルターに到達するのに十分な結晶化がなされているか。ここが一つ問題だ。それから、バグフィルターのフィルターを、定期的に目が詰まってくるので掃除する必要がある。その掃除するやり方は、3つの方式がありまして、機械振動方式とあって、このバグフィルターのフィルターの袋を機械的に振動させてパラパラと落とす。それから、もう一つが逆圧、ここから圧搾空気を吹きつけて空気で落とす。あと、パルスジェット方式といいまして、機械振動とそれから圧搾空気を落とすもの両方やるというふうな方法があるらしいんですが、今の主流はパルスジェット方式だそうです。そのパルスジェット方式でやる。最新ですから恐らくパルスジェットを使ってるのではないかと想像していたんですが、そのバグフィルターのカタログスペック、メーカーや、それから実は環境省のこのホームページの中にもあったんですが、集じん率、ごみを取る能力というのは90%から99%と環境省のデータにも書いてあるんです。今回の場合99.9%除去できるというふうに書いてあるのでどっちが本当なのかと疑問になるんですが、そこで問題になってくるのが、その性能のばらつきはなぜ生まれるかということです。

このバグフィルターの集じん率が最大値になるのは、集められた粉じんがこのバグフィルターにびっしりついた状態、最高ついた状態で環境省のデータでも99%除去できるとなっているんですよ。ところが、先ほど言ったとおり、一定の間隔でこのついた粉じんを落とすという作業をやっています。落とすと目がまた粗くなって集じん率が下がります。そのサイクルを繰り返すことによって粉じんを取り除いているということなんですが、その集じん率が下がった時点でもう既にセシウムが漏れるのではないか、そのことが問題ではないかということが言われています。この問題をバグフィルターそもそもの性能の問題として岩見億丈さんが環境省にも申し入れをしています、このことについて一切言及はないそうです。県議会のこの委員会で国立環境研究所の大迫さんにお話を聞いたときには、「非常に興味深い説ですね」とにこっと笑って、そのことには言及せずに帰られたそうです。

そのほかにも、例えば12月の議会で取り上げたマスバランス評価、要するに最初に100ベクレル燃やして、炉の中に何百ベクレル残って、実際になくなったのは何ベクレルかを評価することについては、これまでもやってこなかったし、やるつもりもないというようなお話だったそうです。

ちょっと脇にそれでしたが、こういう性能の問題があります。99.9%除去できるという論拠が崩れているにもかかわらず、取り合おうとしないという状態があります。先ほど言った状態で1点何ベクレルのものが来た場合に、ここを通り抜ける可能性がある。このバグフィルターのフィルターの性質として、一つは、気体は全く効果がない。液体も全く効果がない。微粒子については、取れるときと取れないときがある。先ほどのサイクル繰り返しますから、取れるときと取れないときがあるというのが、そもそものこのバグフィルターの機械の仕組みです。なので、完全にセシウムは取り除くことができないのではないかという検証になっています。

それで、その発言も受けて、日本共産党宮城県議団がバグフィルターを使った放射性物質を扱った実験を行っている東北大学のサイクロトロンセンターに聞き取り調査に行きました。その中で、まずバグフィルターで放射性物質を取り切ることは可能かと言われたら、「ばか言っちゃいけない、取れるわけじゃないか」と、サイクロトロンセンターでは、バグフィルターの先にさらに細密なフィルターを使って除去しているというような証言を得てまいりました。

ですから、今ある焼却炉のバグフィルターで99.9%除去できるということは証明されていないということでもあります。それを多くの学者が環境省に提示してやっているのに、それに対する科学的な反証が一切ないというのが現状ということになっています。その部分で考えますと、今県が言っていること、国、環境省が言っていることをうのみにして混焼実験を行う、混焼を

なで出し合って最終合意をしましたので。

まず、条件がもう一つあります。県下一斉にという条件つきでございまして、この2つの条件で仙南広域は理事会において試験焼却に合意したと、それをご理解いただきたいというふう
に思っております。

○議長（加藤克明君） 広沢議員、質疑今やっているんですけども、時間はあるんですけども、このまま続けないと話がずっとあれか、その辺でちょっとお聞きしたいんですけども。

○11番（広沢 真君） この時間で切られるとちょっとあれなので。

○議長（加藤克明君） 続行いたしますので、再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） 一つ検証については町長もお考えになっているようで少し安心、安心とまでいかないですけども。それで、その際ぜひ考えていただきたいのは、今例えば角田市や大河原町で説明会が行われていますが、推進の立場しか説明者は来ないんですよ。聞いた人のイメージだと、まず最初に混焼ありきの説明で、そこにやっぱり結論を持っていこうという議論が非常に目につく。そういう部分があって、当然一般の皆さんを集めた説明会というのにも必要なんですが、まず理事者である町長も含めて、ぜひ検証のために、推進の側の意見とそれからそれに反対している側の意見、特に岩見億丈さんと呼ばれば私はいいいと思います、むしろ混焼について懸念を持っている方の議論も含めた上で検証していただきたい。そのことをぜひお願いしたいというふうに思います。これが1点。

それから、検証する場合モニタリングポストを立てるということですが、この際問題になるのが、要するに検出限界がどこにあるかということです。検査機器の。先ほどお話ししたとおり、炉の中で希釈されて1.4ベクレルです。これはちょっと誤差がありますが。ただ、少なくともこの程度の数字にはなるはずですよ。これが漏れ出て外に出たときに空間放射線量としてどれぐらい反映されるかという点でいいますと、空間放射線量に影響を及ぼす放射性セシウムの効果量に比して数値が変更されるのは約10万分の1だそうですから、この1.4ベクレルの粉じん、粒子が煙突から外に出たとしても空間放射線量でつかまえるというのは非常に難しい状況があります。その部分も含めて、例えば一斉にやるとすれば宮城県がそれだけの責任を持つんでしょから、その検査機器についてもぜひ可能な限り精密なものを求めるというのは必要ではないかというふうに思います。

あと、最近だと、角田市の放射能問題を考える民間団体の方がお金を出し合ってすぐれものの装置を買ったと言うんですが、ホットスポットファインダーという最新の機器なんかがあります。これは、人が体につけて歩き回ります。そのホットスポットファインダーはカーナビと

同じGPSと連動してしまして、歩いた路線をコンピューターに落とすんですが、放射線が高いところをGPSで自動的にチェックして歩くというような検査機器などが生まれてきています。

問題なのは、現状で例えばこの1.4ベクレルが一部煙突から漏れていたとしても、検出できなければ意味がないんですよ。例えば仙台で松森の焼却施設で検査を行ったときには、実は検査機器の検出限界は30ベクレルです。30ベクレルの検査機器で今回のものをはかったって、もうはかる前から出ないこと前提です。県が標準と示しているので、検査機器の検出限界は2ベクレルというふうに言っているそうです。この2ベクレルの検査機器で、しかも週1回あるいは月に1回などというふうに計測しても、やはり継続的なデータが必要で、蓄積されている放射性物質がどれぐらいなのかということを検出するためにはこの検査では不十分だと思います。

もし本格的に検証して、結果が出たらやめることも選択肢に入れるというふうに考えるのであれば、まずその検査の体制をもっと厳密に捉えていただいて、検査機器の検出限界を0コンマ以下のものまで検出できるようなそういう検査機器を求めることが必要ではないかというふうに思いますが、ちょっと長くなりますが、2点いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 柴田町でなくて実際に説明会をやったところの首長さんの話です。推進派はほとんど来なくて反対派の人がほとんどだったということでした。

2点目は、0.5のモニタリングポストが開発されてあるのであれば、当然0.5のモニタリングポストを採用して心配のないようにしたいというふうに思っております。

それで、1週間に1遍ではなくて、我々の考えているのは、随時町民にデータが見れるように、毎日見れるようなモニタリングポストを考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） ちょっと質問の意図が変わってきたんですが、要するに町長や理事者のところで、まず推進の方と反対の方の学術的な意見もぜひ聞いた上で検証してほしいということと、それから機器については、空間放射線量では限界があるということをご理解いただいてそれ以上の検証をぜひ考えていただきたいということを最後に要望して、私の質問を終わります。

○議長（加藤克明君） これにて、11番広沢真君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

午後1時25分から再開します。

午後0時22分 休憩

午後1時25分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、15番白内恵美子さん、質問席において質問してください。

〔15番 白内恵美子君 登壇〕

○15番（白内恵美子君） 15番白内恵美子です。

3点質問いたします。

1点目、**子どもの貧困対策の推進を。**

現在は、国内の子どもたちの約6人に1人が貧困状態にあり、8万人を超える子どもが虐待を受け、12万人以上の小中学生が不登校となっている状況です。子どもを取り巻く困難な環境を解決すべく、去年は国を初め、さまざまな団体が活動を始めました。全国の動きを柴田町ではどのように捉えているのか伺います。

1) 3月に日本財団が「子どもの貧困の社会的損失推計」の都道府県別集計を発表しています。子どもの貧困を放置した場合の社会的損失について、どのように考えていますか。また、宮城県の結果をどのように分析していますか。

2) 4月に、内閣府の「子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業」が始まりましたが、申請が少なく、交付されたのは65自治体だけでした。柴田町では申請を検討したのでしょうか。

3) 5月に「全国子どもの貧困・教育支援団体協議会」が発足し、「子どもの貧困解決に向けた教育支援に関する提言」を行いました。自治体として、この提言をどのように受けとめますか。

4) 6月に「子どもの未来を応援する首長連合」が発足しました。各自治体が子どもの貧困対策を自治体の経営戦略全体の中にしっかり位置づけ、首長連合は知見の共有と研修会を実施し、自治体だけではできないことを政府に提言するとのこと。この首長連合についてどのように考えますか。

5) NPO法人フードバンク山梨では、給食のない夏休みなどに食品を配送する「フードバンク子ども支援プロジェクト」を実施しています。地域とつながることが公立学校の役目と考え、就学援助を受けている家庭に、学校が説明文と申請書を渡しています。柴田町でも実施へ向けて関係機関と協議することを提案します。

6) 子どもの貧困対策の先進市である兵庫県明石市では、子どもの未来にとって最善の選択肢を話し合ってから離婚すべきとの考えから、離婚届を取りにきた方に「こどもの養育に関する合意書」を渡しています。提出は義務ではありませんが、実効性のある取り組みがなされるよう月1回の専門相談会も開催しているとのこと。早急に柴田町でも実施することを提案します。

7) また、明石市では、4カ月ごとに支給している児童扶養手当を、毎月支給する取り組みを予定しているとのこと。4カ月ごとの支給は困窮の度合いを高めてしまう可能性があるため、柴田町でも明石市の手法を参考にして、毎月支給とすることを提案します。

2点目、図書館をまちづくりの核に。

平成29年1月10日の河北新報に、「図書館 街づくりの核に」とのタイトルで、日本図書館協会が実施した全国調査についての記事が掲載されました。「自治体の総合計画等における図書館政策の位置づけについて」のアンケート結果を取り上げたもので、497の自治体が、まちづくりや地域振興に役立てることを目的にした図書館事業を行っているとのこと。日本図書館協会のホームページで調べたところ、回答した自治体1,049のうち、まちづくり等事業実施が497、まちづくり等事業検討中が54、総合計画等掲載が689、うち地方創生総合戦略に掲載が88、総合計画等検討中が39でした。

河北新報には、「政府が「地方創生」を掲げる中、図書館を街づくりの核に据えて地域活性化を目指す自治体の広がりが増え彫りになった。文化基盤の整備が地域活性化につながるなどの認識の浸透が背景にある」と書かれています。「図書館をまちづくりの拠点に」という考え方は、図書館界では何十年も前から言われており、地方創生が叫ばれる今になって、やっと全国的に広がってきました。

このような状況の中で、なぜ柴田町は大きくおくれをとってしまったのでしょうか。財政が厳しいのは、何も柴田町に限ったことではありません。他の自治体では、財政状況に配慮しながらも、図書館を核としたまちづくりを高く掲げているのです。

私は横浜で開催の図書館総合展に参加していますが、各自治体首長の図書館への熱い熱い思いを数多く聞いています。刺激を受けると同時に、時代の流れを強く感じています。

そこで、柴田町のまちづくりについての考えを伺います。また、さきの議会での一般質問の答弁に納得がいかないので、再度質問します。

- 1) 他の自治体における「図書館を核としたまちづくり」をどのように考えていますか。
- 2) 柴田町では、「図書館を核としたまちづくり」をなぜ掲げないのですか。

3) 町内には居場所を求めている住民の方が数多くいます。人と人、人と情報がつながる図書館こそ、まちづくりの拠点になるのではないのでしょうか。

4) 平成28年12月会議の私の一般質問に対し、町長は「総合体育館が予定どおり着工することができれば、次の大型プロジェクトとして図書館建設の可否を総合的に判断したい」と答弁しています。柴田町では過去に住民アンケートを何度も行っていますが、そのたびに希望する社会教育施設として図書館が断然トップでした。住民の要望が大きいことから、平成16年12月の三町合併協議会で、柴田町は新市建設計画の中に柴田地域に図書館を建設することを盛り込み、承認されました。計画では平成23年から26年度に20億円の予算で建設予定となっていました。この時点で図書館建設は議会からも住民からも承認されているのです。

また、平成22年のつなぎの図書館開館の挨拶で、滝口町長は声高らかに本格的な図書館の建設を明言しています。今になって「建設の可否を判断したい」とは、口が裂けても言えないのではないのでしょうか。

5) 現状は、図書館建設という大きな課題から逃げているようにしか見えません。富谷市では、ことし1月に「新生・富谷市の図書館を考えるシンポジウム」を開催しました。同時に「次世代型図書館づくりに向けた市民参加ワークショップ事業」も行っています。企画・運営については公募型プロポーザルを実施し、事業者を選定しました。柴田町でも、このようなシンポジウムやワークショップを平成29年度から開催し、住民と一緒に図書館づくりを進めていくことを提案します。

6) 昨年は見送りましたが、平成29年度は総務省の地域情報化アドバイザー派遣事業を活用することを提案します。アドバイザーの一員である岡本真氏は、平成27年度に秋田県横手市立平鹿図書館において「観光発信やビジネス情報等、より効果的な住民サービスを提供する講演」を行っています。産業支援となる講演や研修会の講師もお願いできるのではないのでしょうか。

3点目、町職員としてロスト・ジェネレーション世代の雇用を。

最近、「下流老人」という言葉が話題になっていますが、実際は高齢男性の貧困率はここ数年で改善されつつあります。むしろ現役世代の貧困率が悪化しています。特に30歳から49歳が、2000年に11.8%だった貧困率が2012年に14.4%にアップしているのです。バブル崩壊後の1994年から2005年ごろの就職氷河期に卒業し、正社員として雇用されずに契約社員や派遣社員として働いている人たち、いわゆる「ロスト・ジェネレーション世代」が「下流中年」となっています。2016年4月発行の『下流中年』（SB新書発行）には、6人の著者がそれぞれの思い、

考えを述べており深く考えさせられます。バブル崩壊後の余波を全身でこうむった世代の「真綿で首を締められるように、じわじわと苦しくなっていく。そしてその苦しさはふえるばかりで、楽になることは決してない」という言葉を私たちはしっかりと受けとめねばなりません。

柴田町職員の年齢構成を見ると、30代男性が23人となっており、ほかの世代より少ない状況です。町でもロスト・ジェネレーション世代の雇用を減らしていたことが明らかです。そこで、今後は新卒採用と同時に、この世代を正職員として積極的に受け入れることを提案します。彼らは弱い立場の人の気持ちを理解し、住民に丁寧に接してくれるのではないのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 白内議員さん、先ほど通告書には4問なんですけれども3問ということでご言っていました。訂正していただきたいと思えます。

○15番（白内恵美子君） 済みません。4点質問いたします。

4点目、**早急に子どもの甲状腺エコー検査の実施を。**

平成28年度12月会議において、子育て中のお母さん方から提出された「子どもの甲状腺エコー検査を希望する町民に対し、町が年1～2回程度、継続的に検査を実施することを求める請願」を、議会は賛成多数で採択しました。議会の判断を尊重し、町では早急に甲状腺エコー検査を実施すべきと考えます。どのような計画を立てているのか伺います。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 白内恵美子議員、大綱4点ございました。随時お答えいたします。

まず、子どもの貧困対策で、7点ほどございました。

日本財団が発表した社会的損失推計は、生活保護・児童養護施設・ひとり親家庭の15歳の子ども約18万人を対象として、64歳まで得る生涯所得と税・社会保障の純負担について、進学率・就職率等が現状のままの場合と、貧困でない世帯の子どもと同じレベルまで改善がされた場合を比べて、想定される損失を推計したものです。結果は、現状のままですと、所得で2.9兆円の減少、税・社会保障の純負担では1.1兆円の減少と見込んでいますので、子どもの貧困が社会経済に与える影響の大きさを改めて感じております。

また、宮城県の試算結果を見ますと、子どもの貧困の課題が全国平均より深刻で、児童福祉費の予算支出も低い自治体に含まれ、課題深刻度も全国19位の位置にあります。このことから、県の支援施策の拡充も必要であると思われれます。

2点目、本事業に係る「地域子供の未来応援交付金」は、平成28年2月に施行され、議員ご

指摘のとおり、平成28年12月20日現在、全国で65の自治体が交付を受けておりますが、宮城県内ではまだ交付を受けた自治体はございません。

この交付金は、実態調査・分析、支援ニーズに応える資源量把握及び支援体制の整備計画の策定、2つ目に、コーディネーターの位置づけを含む具体的な体制整備、3つ目、地方自治体独自の先行的なモデル事業の実施、4つ目、子供の未来応援基金が実施する子供の「生きる力」を育むモデル拠点事業との連携、の4区分において交付されるもので、区分に応じて補助基準額と補助率が異なっております。

町は、子どもの貧困対策整備計画策定を行うため、①の「実態調査・分析、支援ニーズに応える資源量把握及び支援体制の整備計画策定」の区分で、本年2月、国へ事前審査の書類を提出しております。補助基準額は300万円、補助率は4分の3となっております。審査が無事通過した場合は平成29年度に正式申請いたします。

3点目、子どもの貧困解決に向けた教育支援に関する提言については、教育支援活動の実施自治体の拡大、教育支援にかかわる人材の確保・養成、多様な教育支援活動の活用、地域社会の支援基盤・体制の強化の4項目からなり、平成28年3月に提言が示されました。

柴田町においては、学力格差を是正する方策として、放課後学習室や夏季・冬季期間の学習機会の提供を実践しており、さまざまな環境にある子どもたちに自主学習する環境を整備し、全体的な学力の底上げを図っております。

また、教育支援活動にかかわる人材の養成として、教育現場を志す大学生について、学校現場での年間を通じた体験学習機会を提供したり、退職教員の方々に教育指導者として学び支援の事業などにご協力をいただいております。

4点目、本連合は平成28年6月8日に発足いたしました。全国の加入自治体数は、平成28年12月22日現在、177自治体で、宮城県内では6つの自治体が加盟しております。町は、「日本の未来・地域の未来は子ども次第。子どもがみずからの可能性を信じられる・何でも前向きに挑戦できる・生まれ育った環境に制約を受けない社会が必要」という連合設立の趣旨に賛同し、発足当初から加盟いたしました。昨年11月17日に東京で行われた第1回総会には職員1名を派遣し、他の自治体と情報交換を行ってまいりました。

本連合では国への政策提言や自治体の地域別・規模別の研修会実施も活動方針に掲げており、多種多様な情報の共有・発信が行われることも期待されますので、連合の活動に積極的に参加し、その知見を今後の町の施策に生かしたいと考えております。

5点目、フードバンクこども支援プロジェクトは大変すばらしい取り組みであると思います。

本質的には、各家庭における所得格差の解消が最優先課題であるとは思いますが、現状においては、夏季・冬季期間の児童生徒の実情を把握し、支援体制を考察していきたいと考えております。

6点目、平成28年10月1日付で、法務省において「子どもの健やかな成長のために」という子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&Aが作成されました。仙南地域の市町には、平成28年9月27日に仙台法務局大河原支局の月例会時に説明があり、配布されました。柴田町では、以降、窓口で離婚届書を求められたときに添付しております。

また、専門相談会は開催しておりませんが、毎週水曜日に開催する人権相談において、生活相談、家庭不和、離婚相談にも応じており、法的な問題があった場合などは仙台弁護士会が共催の「法テラス」を紹介しております。さらに、法テラスでは2カ月に1度、柴田町を会場に無料相談会を開催し、法的な面からの相談に応じております。

7点目、児童扶養手当につきましては、福祉事務所の設置がない町は、県の委任により手当の認定請求の受理及び受給資格の審査並びに各種届け出等の審査までを行うとされています。支払いの事務は県が行っておりますので、町には手当支払い期に関する事務の権限はございません。さらに、手当の支払い期につきましては、児童養護手当法の定めにより、4月、8月、12月の3期にそれぞれ前月までの4カ月分を支払うものと明記されておりますことから、変更となる場合は法令等の改正が必要となります。

大綱2点目、図書館をまちづくりの核にということで、6点ほどございました。

1点目、日本図書館協会が実施した今回の調査は、公立図書館の振興に資するべく国等への要請活動の基礎資料とするため、昨年8月に全国の図書館を対象に実施したものです。アンケートの中で、自治体の総合計画等に「まちづくりや地域振興に役立てることを目的」とした図書館事業があるかという設問があり、本町では、まちづくり分野で「図書館槻木分室の運営」、ひとづくり分野で「読書活動推進事業としてのブックスタート事業」を実施していると回答しています。

図書館は、年齢や性別、国籍を問わず誰でも無料で利用できる高い集客力のある施設です。資料や情報を入手できる知の拠点として、市民の居場所として、好きなときに気軽に訪れ、人と人とが交流できる場所であり、まちづくりにとってその機能はとても重要と考えております。

第5次柴田町総合計画基本構想では、将来像「みんなで育てる 笑顔輝く 元気なまち」の実現に向け、5つの基本目標を定めていますが、その一つとして、「教育・文化・交流都市の創造～一人一人が輝くにぎわいのあるまち～」を掲げ、図書館を含めた生涯学習分野を核とし

たまちづくりに取り組んでおります。

現図書館は、しばたの郷土館との併設・連携の利を生かした「文化活動の拠点」となることを目指しており、開館6年目ながら年々事業の充実を図っておりますが、施設面等の制約もあり、まだまだ不十分であることは認識しております。

今後、全国で新設される他の自治体の図書館の事業や取り組み状況も参考としながら、さらなる「図書館を拠点としたまちづくり」の事業等を検討してまいります。

3点目、本町では、講演会や図書館誕生祭を開催し、図書館への関心や認知度向上に向け努力しているほか、町民との協働事業として「ジャムジャム手づくり市」を開催し、人と人とのつながりに取り組んでおります。

従来の図書館は単独館での建設が多く、主に資料の貸し出し中心のサービスを行っていましたが、近年は、児童施設や生涯学習施設との複合施設や学校、駅舎などと合築する事例もあります。また、青少年活動支援、市民活動支援機能を持たせた施設も見受けられ、各自治体が創意工夫して自分のまちに合った、人が集える仕組みづくりに取り組んでおります。図書館は、まちづくりへの拠点へと、その果たす役割を大きく変化させていると感じています。

4点目、本格的な図書館の必要性は十分理解をしております。

平成27年度には財政調整基金が過去最高となりましたし、また学校の耐震化にも100%めどが立ち、トイレやFF式暖房機の更新も計画的に整備できるようになりました。これで総合体育館や図書館建設への障壁が低くなってきたと思っていた矢先、議会からは、「類似団体や近隣と比較すると財政調整基金等がまだまだ足りない」「平成27年度末地方債残高償還見込額を見ると34年までは10億円以上続く。ここに大型事業を次々に実施すると償還に追われる」と、今後の財政運営に対する厳しい指摘がなされました。

さらに、「公共施設の維持と更新の手法においては、これからの施設は、全て自前で単一の機能を持つ必要がない」との指摘もなされています。

こうしたことから、「図書館や体育館の規模は理想だけで語ることはできません。本来、財源見通しを明示した上で検討がなされるものです。新たな事業を行えば、当然将来の負担がふえることを住民にわかりやすい言葉で説明し、理解いただくことが大切です」との提案もあるなど、平成22年以降、議会に公共施設に対する新たな考え方や財政状況に対する厳しい考え方が生まれております。

誤解をしないでほしいんですが、新図書館を建設しないというわけではなく、町民に対し、財政状況等さまざまな課題を示し、いつ着手できるのか総合的に判断すべきであるとの趣旨で

申し上げた次第でございます。

当面、町では、来る日に備え図書館建設基金の積み増しを継続して行ってまいります。

5点目、富谷市は現在6カ所の公民館に図書室が設けられており、独立した図書館がないこともあり、「富谷市の図書館づくりの最初の一步」として意見をいただくことを目的として、民間業者へ委託して市民参加ワークショップ事業とシンポジウムを開催しています。

ワークショップでは15歳から73歳までの幅広い市民の参加があり、12月23日と1月29日の2回にわたり意見が交わされました。また、シンポジウムでは、委託先の代表である岡本真氏が司会を務め、「つながる図書館」の著者である猪谷千香氏や瀬戸内市民図書館の館長嶋田学氏、宮城大学教授風見正三氏による講演のほか、各講師に市長を交えた4人によるパネルディスカッションを行っています。

ご提案の「シンポジウムやワークショップの開催」は、新図書館建設の方向性が正式に示され、本格的に基本構想策定へ着手したときがいいのではないかと考えています。日々進歩する技術革新やデジタル化等の動向を見据え、多くの町民の参加を得ながら新図書館像を模索していきたいと考えております。

6点目、総務省の地域情報化アドバイザー派遣事業を活用して平成27年度に横手市立平鹿図書館で行った岡本真氏の講演会は、平成29年度秋完成予定の図書館のPR事業として、複合施設の利点や集客について話されたものでした。

国のアドバイザーの派遣は、新図書館建設の方向性が示された時点で、地域情報化アドバイザー派遣事業を活用した講演会等を検討してまいります。

大綱3点目、ロスト・ジェネレーションの関係でございます。

平成28年4月1日現在、30代の職員は男女合わせて53人で、全職員に占める割合は17.7%になります。

団塊世代の職員の定年退職から毎年多くの職員が退職しているため、平成24年度以降は毎年10人前後の職員を新規に採用してきております。職員の採用に当たっては、新卒者に限定せず受験資格の年齢要件を引き上げております。平成29年度は、新規採用予定職員16人中4人が30代以上の職員で、その全てが技術専門職です。

なお、30代の職員の採用については、社会人を経験した土木・建築技師、保健師、保育士など技術専門職としての採用にならざるを得ません。したがって、特にロスト・ジェネレーション世代を優先した採用については現在のところ考えておりません。

今後も、計画的に毎年10人前後の職員を採用していくことで、各年代がバランスのよい職員

構成となるよう努めてまいります。

4点目、子どものエコー検査については、既にお二人の議員に回答しておりますので、簡単に述べさせていただきます。

平間奈緒美議員、秋本好則議員の一般質問にお答えしましたとおり、現時点では、町として甲状腺検査についての必要性はないものと考えております。

今後も引き続き心配する方々に対し、リスクコミュニケーションなどにより情報提供を行っていくとともに、お子さんの健康状態に心配や不安を抱える方に対しては個別相談を行い、不安な気持ちに寄り添ってまいります。

先ほど7点目、児童扶養手当でございます。「児童扶養手当」の間違いで、先ほど「児童養護」と読んでしまいましたが、実際は「児童扶養手当の法の定めにより」ということで訂正をさせていただきます。

- 議長（加藤克明君） 白内恵美子さん、再質問ありますか。
- 15番（白内恵美子君） 子どもの貧困対策の件なんですけど、子どもの未来を応援する首長連合に参加しているということはとてもいいことだと思います。それで、代表発起人である佐賀県武雄市の小松市長がこういうことをおっしゃっています。「行政は、ひとり親家庭とか生活保護家庭とか対象家庭を基本的に縦割りで捉えがちだが、その家庭の子どもは地域で遊び、学校に通っている。暮らしはつながっている。行政は、自分の担当分野の方たちをタコつぼ化させずに、部署横断的な視点で総合的・包括的に支援していく必要がある」。私も常に感じていることですが、柴田町でもぜひ部署横断的な視点で総合的・包括的な支援が必要なのではないでしょうか。いかがお考えですか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 今現在、柴田町の子どもの貧困対策推進のための基礎調査をやっています。その中のワーキンググループの中で、縦割りではなく、関係課を申しますと健康推進課、福祉課、子ども家庭課、商工観光課、都市建設課、教育総務課、生涯学習課と、横のつながりを持ってワーキンググループをこれまで3回やっております。貧困を単独の課でやるのは絶対無理でございますので、全庁的に横のつながりでワーキンググループも組織して、今貧困対策の基礎調査を進めているところでございます。
- 議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 15番（白内恵美子君） 続いて、図書館についてです。

滝口町長が掲げる住民参加のまちづくりを進めるのに、多くの住民が集まり活動する拠点と

して、図書館が柴田町にとって最も必要な施設だと思うんです。それで、先ほどの答弁では、町長もそのつもりでお考えだとは思いますが、例えばワークショップとかシンポジウムというのはもう今からやっておかないと、住民の方に今の図書館がどういう働きをするのかということがやはり理解できていないと思うんです。単なる箱物としか捉えていない方も大勢いらっしゃいます。ですから、今の段階からやっていくことが大事だと思うんです。

富谷市の場合は、図書館がなかったために、本当に岡本真さん初めいろいろな方をお呼びして行ったわけですね。それもプロポーザルを使ってやったというところで、私は、ああそういう方法もあるんだなと、シンポジウムやワークショップ等でももう少しプロに入ってもらってやったほうがいいのかなどというふうに思いましたので、そういう意味でも、地域情報化アドバイザー派遣事業を利用すれば岡本真さんに来ていただけますので、そういう手法についても学べるのではないのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原光男君） 地域情報化アドバイザー、これにつきましては総務省で実施しているということもありますので、情報化を進めたいといったその提案に対して、調整して講師を選任して派遣するといった事業でございます。

富谷市で今回行ったシンポジウムなんですけれども、私もちょっと参加させていただきましたけれども、その地域情報化アドバイザーの制度を使ったわけではなくて、まだ図書館を建設するといった方向性も決定したわけではないようです。市長みずから、今後の展望としまして、長い時間をかけてつくっていきたいというようなことで発言されております。ということで、プロポーザルで業者を選定したということのようです。

先ほど言いましたとおり、やはりアドバイザーの派遣を受けるには、そういった図書館が今からできると、そういった初めにこの事業があって派遣を受けられるというふうに認識しておりますので、現段階での派遣については考えていないということです。

今、図書館の登録率が18%台ということです。ほかの図書館から見ますと、やはり年数が浅いということもありまして、低い状態です。その図書館の登録率なり、あと認知率、図書館を皆さんにわかってもらえるようなそういったことで、講演会なりその辺で啓蒙していききたいというふうに考えているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 平鹿図書館では観光発信やビジネス情報等、より効果的な住民サービスを提供する講演会を行っているわけです。柴田町でも、つなぎの図書館だからといってこう

いうことをしないのではなくて、面積は狭くても、観光に力を入れるのであればどんどん図書館を使ってやればいいんです。ただ、その手法がわからないと思うので、こういう講演会を行ったらどうですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原光男君） 秋田の横手市の平鹿図書館で開催したのは、先ほども町長答弁しましたとおり、ことしの秋に完成いたします多目的総合施設、そちらのほうのPRを兼ねてやったということです。平鹿支所、それから平鹿図書館、平鹿消防分署、その3つの機能を持った複合施設というふうに聞いております。そういった開館準備に向かってこの講演会を開催したというふうに認識しております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○15番（白内恵美子君） ですから、観光等に力を入れたいのだったら、今の図書館を使ってどのようなことができるのかというのを学ぶために講演会は必要なんじゃないですかと質問したつもりなんです。だから、商工観光課長。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 観光とこの図書館との結びつきというのは、私もまだちょっとイメージできないんですけども、ただ観光まちづくりを推進するに当たりまして、今のところ特にインバウンドということで力を入れようこれからしておりますので、セミナーとかそういう講演会等は、事業は進める予定になっております。

ただ、申しわけございません。図書館との例のコラボといいましょうか、図書館とのかかわりの中で観光事業というものを進めていく。ちょっとその辺がまだイメージできておりませんので、今後担当のほうとちょっと調整していきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○15番（白内恵美子君） わからないからこそやるんですよね。やはり今まだ図書館が狭いからとかということで産業支援までまだまだ本当に行かない状況なんですけれども、できることはあると思うんです。柴田であれば、今観光に力を入れているのであれば観光支援をすればいいわけです。図書館。ただ、その手法がわからなければ、こういう岡本氏のような方をお呼びして学ばばいいんじゃないですか。いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原光男君） 確かに図書館では、12月の一般質問にもございました課題解決型ということで、大きな役目を持ってきているというふうに感じております。観光だけではな

くて、いろいろな方面でやはりこれから検討していくべきだろうというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○15番（白内恵美子君） 次に、子どもの甲状腺の件なんですけれども、原発事故の前、小児甲状腺がんというのは大体何人に1人ぐらいだったんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 子どもの甲状腺がんは、一般的に子どものがんというのが1万人に1人ががんにかかるというふうに言われておまして、その中で子どもの甲状腺の数字はもっとかなり……、済みません、今ちょっと手元にはないんですが、低かったように思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） はっきりしないんですね。ただ、100万人に1人と一応言われています。福島県では小児甲状腺がんが確実にふえています、人数は把握していますか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 福島のほうでは、甲状腺がんが確定しているもので、先行検査の結果が、がん疑いも含めて116名、本格検査で68名となっております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） それは、済みません、もう一度。いつの段階でしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 済みません、言葉が足りずに。先行検査のほうは平成23年から25年度までに1巡目、福島の甲状腺検査をしたんですけれども、その中で、がん、疑いも含めて116名。その後の本格検査、26年度以降に2巡目をしたんですけれども、そちらのほうで68名となっております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 一番新しい数字で、2016年9月30日で、疑いも含めるとして、疑いが1人だったので、184人が罹患していると出ています。これは1,633人に1人なんです。事故前に100万人に1人ぐらいと言われていたのが、福島県では1,633人に1人発見されています。この罹患患者数を町長はどのようにお考えでしょうか。宮城県の有識者会議では健康調査の必要はないとの見解を出していますが、この1,633人に1人というのをどのように分析しますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 私は医者ではありませんし、福島県の情報を全て求めているわけではありません。与えられた資料の中で勉強させていただいているんですが、100万人に1人という

のは、多分福島の鈴木教授のデータがどこかに載っていたような気がします。それと比べても私は意味がないという考えを持っております。あくまでも、今のところ今発表した118人でしたか、最新の、1,633人と言っていましたか。そのうち実際ががんになった方は118人、私のデータでは110何人ぐらいしかいなかったというふうに思っておりますので、推計して不安をあおるようなことはやはり言わないで、現実、事実だけを捉えての評価をすべきではないかなというふうに思っております。医者でもないので、それはどうかと評価することは私にはできません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 素人が考えても、100万人に1人というのは、要は数が少なくてわからないわけですよね。だから、100万人に1人ぐらいじゃないかということだと思んですけども、福島の場合は、2013年12月で74人だったのが2016年9月で184人に確実に毎年少しずつふえていっているんです。これって原発事故由来としか考えられないですよね。いかがでしょうか。どなたでも。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 全て一斉にはかったわけではないんです。3回はかったわけではなくて、第1次にはかったときには、爆発周辺をはかったと思います。3つの地域に分けて考えていたように思います。対象人数も最初はそんなに多くなかったのではないかと。ちょっとデータを出しにくくなっているんですが、ですから、対象人数が違うので、割合からすればふえたのかなというふうに思っております。同じ対象で時間とともにあったのであればふえたと言うことができるんですが、最初の1回目と2回目と3回目はたしか地域が違ったと思います。対象する検査の人数も違っておりますので、出る数も当然違うのかなというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 要は、柴田町では福島県の状態はよく把握していない。一般的にはそうだと思います。福島県内ではないですから。だから、よくわかっていないのに「安全だ、安全だ」という言い方をされると、それって何なのかなと。どう考えても、本当に子どもの甲状腺がんというのはほとんどなかったものが、福島で今184人。もっとまたふえているのかもしれませんが、そういう状況になっているということは、やはり原発事故由来としか思えないわけです。

それで、きのうの町長の答弁の中で、チェルノブイリでは幼児のがんが発生しているが福島県では出ていないというように答弁なさっていましたが、原発事故から4年分の小児甲

甲状腺がん患者の年齢別分布表というのが出ているんです。それを見ると、チェルノブイリも福島県も、事故当時の年齢で9歳以下よりも10歳以上のほうに集中しています。だから、チェルノブイリと福島県はほぼ同じ年齢分布となると思うんですが、どこからそういう幼児のがんが発生しているとか出てきたのかよくわかりません。これについては別に、本当にどの資料を見たかによっても違うのかもしれないので、これはいいんですけども、もう一つ、答弁の中で、柴田町より線量の高い自治体8カ所でも検査していないというふうにありました。震災復興特別交付税を使って県内では大分検査していますよね。それは把握していませんか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） まず、検査の前に、済みません。チェルノブイリと福島のご事故当時の年齢に関して、ゼロから4歳というのは、ランセットという医学雑誌のほうでそれを日本語訳に訳したものがあつたんですけども、その中では、グラフが遠くて多分見えないとは思つたんですけども、ゼロから4歳にその5年後に多発したというのは、この知見が出ていますので、それを比較して宮城県の場合も福島の場合もどの年齢を対象にするかというのを決めたという前段がありますので、ご了解いただければと思います。

震災復興特別交付税を使って検査をしているところなんですけれども、宮城県内ですと、近隣でいえば丸森町、甲状腺検査。甲状腺検査に関しては丸森町だけです。そのほかには、ホールボディカウンターを使って今までしたのが大河原町、あとは栗原市になります。大河原町のほうは、現在は終了しております。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） ゼロから4歳が急にふえたというか、後から四、五年たつてからふえたというのは、最初はチェルノブイリは測定機器がなかつたんです。四、五年たつて大分機器がふえたので、日本からも医者が応援に駆けつけたりもしていましたので、その結果四、五年後にふえたというふうに言われているんです。それはそのせいだろうなと思つていろいろ文献は見つておりました。

それで、この震災復興特別交付税なんですけれども、今課長の答弁にあつたとおり、甲状腺検査は県内では丸森町ですが、ホールボディカウンターは結構栗原市は何度も、毎年かな、やっています。それから、大河原町は平成25年度と26年度に行つています。別に大河原町と柴田町は本当に大差ないんですよ。町長は汚染重点地域だからどうのと言つてはくれますけれども、本当に地続きですから、柴田町でもホットスポット的に高いところもあつたし、ほとんど変わらない状況なんです。けれども、大河原町のほうはちゃんとホールボディカウンターによる

検査を行っているんです。それも国の震災復興特別交付税を使ってです。この違いって何なんでしょう。そこは何か聞いていますか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） やはり柴田町と大河原町では、国が、汚染状況重点調査地域、0.23マイクロシーベルト以下の面的な広がりがなかったということで指定をされておられません。それで柴田町でも、全部柴田町が一律ではございません。大河原町の南小学校周辺のエリアが限界のキリの動きだったのではないかなというふうに思いまして、自衛隊とか並松、あの辺がたしか公園が高かったと。これは議会にも報告させていただいておりますし、船迫のほうと比べれば高かったということで、柴田町にも高いところと低いところがあって、雲の流れが恐らく並松周辺から七ヶ宿町のほうに行ったのではないかなというふうに思っております。

大河原町のボディーカウンターなんですけど、99人しか受けておりませんが、全員検出されずと。ですから、隣の町でも心配することはございませんので、ましてや、さっき言ったように、汚染状況重点調査地域はみずからやるという動きには今のところなっておりません。石巻市も最初は汚染状況重点調査地域だったんですが、今は外れまして、そこでもこうした自治体みずからやるということはありません。

ただ、心配される方があるので、柴田町は一人一人に寄り添って不安解消に努めていく。まずは相談、それからお医者さんの紹介、それからもしそこでも心配であれば専門機関への紹介、そのルートは確保してありますので、随時相談をしていただければなというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 専門機関につなぐということなんですが、個人的に検査を受けた場合の費用というのはどういうふうになりますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 医療に関しては、個人的に病院に行って受けた場合、気になる症状があって病院は行くものなので、その場合は医療保険になります。医師が必要と認めたときは検査は保険で賄われますが、親御さんの希望で検査をするものではないので、その場合には医療保険の適用とはなりません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 子どもの医療費が無料といっても、これは自己負担になるということですね。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 診療は医療保険で賄われると思いますが、検査は親が判断するものではなく医師が判断するものなので、検査ができるとは限らないというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 国が検査費用を認めているのに、個人で初めから検査ですといった場合は全額自己負担になりますよね。それっておかしくないですか。国は検査をする費用をちゃんと震災復興特別交付税で見ますと言っているのに、個人が受けに行った場合というのは自己負担になるのは、何か私は変だと思うんですが、町長、いかがですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 柴田町はやはり条件がありまして、秋本議員も勉強して、柴田町は安全だという認識を一致しておりますので、安全の中でわざわざ改めて町主催でやって、子どもたちに不安を与える別な意味でのリスクを負わせる必要はないという判断に至っております。ましてや、甲状腺がんは、先ほど申しましたように、一般のがんと違って早期発見・早期治療したからといって治る、どちらでも可能性のあるがんでございますので、まずは心配であれば診療していただいて、そしてもしお医者さんが検査をするのであれば診療行為に当たりますので、そこはお医者さんに行って、一番安心していただけるのは、担当の先生からそういう答えをいただくのが一番ではないかなというふうに思っております。

震災復興特別交付税は、それであれば福島と同じように永遠に……、福島は二十を超えたら5年に1度ずっとやっていくということを言っているわけです。残念ながら、国のほうは32年で終わりですと。ここも、私からすると国の対応も変かなというふうに思っております。ですから、将来にわたって検査をしていかないと、安全はもう確保されているので、安心ということがないわけです。いつ出てくるかわからない。その不安は毎年毎年検査しなければならない。永久に検査をしなければならない。甲状腺がんはそういうがんではないんだということもやはり十分に知らしめる必要があるのではないかなというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 町長は安全とおっしゃいますけれども、放射線の健康リスクがあるかないかというのは専門家で意見が分かれているところなんです。国や県は安全をとります。原発推進してきた国にとっては、安全と言うしかないんですよね。でも、住民の立場から考えると、健康リスクはあるという学者、医師が多数いらっしゃいますから、そうしたらやはり心配になるのは当然です。心配だからわかるというよりは、実際どうなっているのかということ

知りたいということが一番大きいと思うんです。それについてはいかがですか。健康推進課長は、はかるとかえって心配になる、不安になる人が多いのではないかとおっしゃいましたけれども、いかがですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） はかると心配になる方が多いというのは、スクリーニングなので、必ずがんの方は出るというのは当然の結果であろうかと思うんです。それを、手術をしなくてもいいがんを見つけることがいかなものかというふうに私のほうは思います。福島県の今回の手術、116人の方のうち102名が手術をしているんです。10数年たって、20年、一生もしかすると症状が出なくて手術しなくて済んだものかもしれないんです。基本的には良性のがんと言われるものを全て親御さんがとったということに、私は非常に衝撃を受けたんです。検査をして「がん」と言われて、取らないでいられる親はもしかするといないと思います。ただ、私の個人的な意見であれば、私は、甲状腺のがんは、本人が声がかれるとか、飲み込みにくいとか、発熱して大変とか、何か症状がない限りは私はがんは手術しません。

あと、甲状腺について一部とか全部とか取り方がさまざまあるんですけれども、その取った後に化学療法をするんですけれども、その場合、放射性ヨウ素を使うんです。放射性ヨウ素の心配をして「がん」ということなのに、また放射性ヨウ素を使う。その心のハードルのほうが非常に高く、症状があってからで本当に十分であれば、検査を一律に集団にやるのは、全員希望する皆さんにやるというのは、デメリットのほうがはるかに大きいという判断です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 手術を受けるか受けないかも、やはりその家族に任せられるものだと思うんです。請願書の部分をちょっと読みたいと思うんですが、この請願を出したお母さん方というのは、ただただ不安を解消したいために検査をしてくださいと言っているわけではないんです。ちょっと読み上げます。「5年前のあの日、何も知らずに外で遊んでいた子どもたちがどれだけの放射性ヨウ素にさらされたのか。半減期8日という放射性ヨウ素は測定されることも検査されることもなく、データがない今となつては、子どもたちの被爆量を知りたいと思っても誰にも知る手だてがありません。それならば、放射性ヨウ素の影響を一番受けやすいとされている甲状腺の検診を、定期的にまた継続的に実施してデータ化し、子どもの様子や経過を注意深く見ていくことが親としても町としてもできることではないでしょうか」、このように請願書には書かれています。

私は、この「継続的に実施してデータ化し」というところがとても大事ななと思ったんです。

個人で医院で検査を受けたとしても、それはデータ化されないわけです。やはり今回もというか、民間が行った検査を受けられなかった人が個人的に病院で受けたという人がいたんですけども、その人は要観察というか、何年か通ったんです。でも、そういう人はどこにもカウントされない。わからないわけですね、町内で。ですから、町が行うということは、ある一定の人数の子どもたちがどのような状況にあるのかというのをデータ化できるんです。これはきっと将来役に立つと思います。一人ずつの問題ではないんです。ある程度の割合がどうなっていくかとか、ふえていくのかいかないのかも含め、やはりデータ化していくというのは大事だと思うんです。ですから、この検査というのは、やはり逆に余り放射線量が高くなかった柴田町から始めることが県内に広がって、県内のデータが宮城県のデータとして残せるようになるのではないのでしょうか。いかがですか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 白内議員、今おっしゃいましたけれども、福島県の検査方法は、まずスクリーニングかけて、それでその場で甲状腺の疑いがあるかどうか判定しないで、別に専門の先生方が多数集まってデータをつくっているんです。それも、国、県、福島医大、そういうがっちりした専門家集団でもって検査してデータをとっている。残念ながら、柴田町のこの知識、うちの職員の知識、それから県の応援もない。医療機関、みやぎ県南中核病院の内藤院長にもお話ししたけれども、専門的な甲状腺の医者もいない。そこでデータを、それもずっと、国は永遠に、永遠にという言葉悪いんですが、二十以上は5年ごとにとっていくんです。その管理体制と、単にデータをとれと言いますけれども、我々自治体ではそこは無理です。正直言って。そこも考えていただかないと、もう安全だという認識がありますので、あとは個別にお話し合いをして、それでも心配というなら専門家。これ以外に不安を解消することはないと思います。

最初はチェルノブイリ何て言われていたか。外部被曝よりも内部被曝だと。内部被曝というのは、牛乳の汚染でした。それを飲んだ子どもたちが多かったのも、ゼロ歳から5歳までの子どもたちが多かったというお話になっていたはずなんです。ところが、日本は3月17日、爆発後2日に暫定基準値を超える牛乳はストップして、出荷、出回らないようにしたので、牛乳とか食品の内部被曝というのはなかったんです。ですから、今丸森町で2回目の検査をやっても、5歳以下の方々は出ていないということです。あれから5年たっていますので、もうその方々は10歳になっているということです。10歳以下の方はもう安心していいと。それで、丸森町は30年度で3回目もやるということでもありますので、そうしたデータであれば、1回目、2回目と

やっている丸森町のデータを活用させていただいてもいいのではないかなというふうに思います。柴田町より2段階上の汚染地域ですから。福島と同じエリアでやっておりますので、あえてそのデータをとるための町主催の甲状腺の検査は必要性はないものというふうに思っております。個別に否定するものではありません。個別に審査してもらうには応援はさせていただきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 町長は安全だと何度もおっしゃいますけれども、私はやはり健康リスクは多かれ少なかれあると思います。当然です。自然界よりもはるかに人工的な放射線を浴びたのですから、何もないわけではない。ただ、それが形としてあらわれてくるかどうかなんです。全くないということはないです。健康推進課長もおっしゃっていましたね。ゼロリスクではないと。医者もそういうふうにはおっしゃいますよね。ただ、みんながみんながんになるとか、そういうことではないです。そして、がんだけが言われていますけれども、脳にも影響を与え、心臓にも影響を与え、いろいろ悪影響を与える可能性というのはあるわけです。今専門家の意見が分かっているわけですから、そうしたら、町とすれば健康リスクがあるかもしれないという立場に立つしかないんですよ。町長のように安全ですと言い切ってしまうと、これで何かできたらどうするんですか。全町民の命を守る自治体において、やはり自治体の責務として、まずせめて甲状腺検査、これは行うべきではないでしょうか。国がきちんと予算化しているもので、震災復興特別交付税としてきちっと措置されますので、柴田町が拒否する何物もないじゃないですか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） やはりチェルノブイリの問題も含めて、全体的な流れで議論をしていかないといけないのではないかなというふうに思っております。先ほど言ったように、甲状腺がんの発生している、それが一番発生しているのは福島、その次がないです。丸森町では二十以上の方たった1名ということで、そこは柴田町よりも2段階上の放射線を浴びている地域でございます。柴田町はそれは浴びていないということで、そこでやはり学習すれば、当然少ない線量で、外部被曝は丸森町で1人なので、柴田町はゼロとは言いませんが、安全性はそんなに心配する必要はないと。内部被曝のほうは、ほとんど牛乳で規制されておりますので、あえてする必要はないと。

課長が言ったように、逆に今、町が全ての甲状腺検査をしますと宣言したら、今まで納得して安心して毎日生活している人たちが、何かあったのかなと逆に不安を抱いて、行政に対する

不信感も私は起きるのではないかなというふうに思っております。ですから、不安のある人、100%ではありませんので、そういう不安のある方はシャットアウトするとは言っていませんので、相談に来ていただいて、先ほど何回も繰り返しますが、町が全体を主催するのではなくて、個別の方々に誠意を持って対応していく。それで私は子どもたちの命を守る。甲状腺がんは、ほかのがんと違いまして長寿を全うできるがんでございますので、それをやらないから柴田の町長は命を守らない、それはちょっと極端ではないかなというふうに思っております。交通事故もありますし、ほかのがんもありますし、いろいろな安全対策はとっておりますので、その1点だけをとって軽んじるというふうに、会報に書くかどうかわかりませんが、書かれると、それは違うんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 民間機関が行った甲状腺検査後のアンケートを見ると、本当にこの検査を受けて安心しましたという声がたくさん上がっているんです。だから、不安になりましたと書いてはいません。ここに載っている限り。だから、何となく不安でいる方も、きちんと検査をすることで、医者と話をすることで安心できるんですね。だから希望者に、全員に強制的に検査をするようにと言っているのではないです。請願は「希望者に対し」ですから、民間がやっていることを今度は行政が行うというだけです。やれるはずですよ。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） やれるはずであれば、県議会でもいろいろ議論してやるべきだという結論に達していると思うんです。県のほうでお医者さんもおりますので、総合的に判断して今のところ行政が主体的にやる必要はないという結論を出しておりますし、私もいろいろな今回のデータを見ますと、100%安全ともちろん医者でないので言えませんが、状況から見て、柴田町の子どもたちに次々と甲状腺がんが発生する状況にはないというふうに考えているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 個人で検査をすると、まず親は会社を休み、子どもも夏休みとかじゃない限り学校を休ませて連れていかなければならない。仙台や塩竈市に連れていくわけです。そして1万円なり何千円なり負担すると。それってかなり大変なことで、そこまではできないけれども、うーん、できれば受けたいという方が圧倒的だと思うんです。だから、民間が募集するとあっという間に埋まってしまって、受けられない方がたくさん出てくる。それは住民の皆さんの思いなんですよ。その住民の求めていることに対して、「安全です」で切ってしまう

うんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。副町長。

○副町長（水戸敏見君） 町の考え方として、全ての要望に対して公費を使うということがなかなか判断しがたいということについては、前の秋本議員にもお答えしました。もう一点やはり気にかかるのは、放射線セシウムによる被曝となるんですが、もともと放射線界にいる人類ですよ。1年間の換算であれば2.1ミリシーベルト浴びるという世界にありますし、広沢議員に教えてもらったのは、人間の体は4,000ベクレルという放射能を持つというふうな、さまざまなやはりもともと放射能界にいる人類が必要以上に怖がってはいけないということは何度もアナウンスされたはずだと思います。その意味で、今回あの事故に関しては、大きないわゆる甲状腺に対する影響はないだろうという専門家の知見が出ている限りは、それはやはり尊重しなければいけないんじゃないかなというふうには思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 福島県で200人ぐらいの子どもたちが甲状腺がんになっているのに、まだそういうことをおっしゃるんですか。

○議長（加藤克明君） 副町長。

○副町長（水戸敏見君） スクリーニングによるニーズが多くなったという知見もあります。ある調査によりますと、自然死した人間の甲状腺を調べれば、100人に1人は何かしらの異常があるというふうな報告もあります。ですから、甲状腺というのがどういう痛み方をするものか、どういう発症の仕方をするものか、まだ十分にわかっていないんだというふうに思います。もちろん今までやったこともない子どもたちに対する甲状腺検査を、昔やっても今やっても同じような数字が出たのではないかなというふうに思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 何か副町長はリスクコミュニケーションで大分洗脳されたようなので、すけれども、そういうことをおっしゃる方と、いやいや危険なんだと、やはりきちんと検査は必要だと言い続けていらっしゃる方と、両方いるわけです。そうしたら、やはり自治体としてとるべき道は、健康リスクがあるかもしれないということですよ。検査を求める人がたくさんいますから、国がきちんと予算も確保してくれるわけですから、柴田町でやらないという法は私はないと思うんです。何度も言いますが、住民の思いに応えるためには柴田町が率先して希望者に対してのみ行うべきだと思います。もう一度、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 希望者のみに行うという検査は、行政ですべきではないというふうに私のほうは思います。今副町長が人口何万人当たりというふうなことでちょっとお話ししたかと思うんですけども、死を全うできる甲状腺がん。これデータはもう出ているんですけども、大人のデータです。子どもとは違うんですけども、10万人当たりで1万5,700人が罹患していて、そのまま別な病気で亡くなっているというのが解剖学的なデータです。この方たちで、10万人当たり症状として発症するのは16人です。16人の方が治療を必要とする。スクリーニング検査のように引っかけるといわゆるこの1万5,700人が引っかかることになるので、16人にだけ治療が必要だったかもしれないものを、1万5,700人。これの比較でデメリットが大きいというのが世界的な見解なので、やはりこれを行政のほうは信じて、希望者にするというものではなくて、希望者は、個別での対応でその気持ちを埋めていければなというふうに思います。

親御さんの、多分大丈夫だと思うけど検査で数字があったほうが安心とか、今やらないと子どもに申しわけがないとか、私のせいでこうなったんじゃないかという親御さんの思いは多分あるかと思うんです。震災の後に生まれたお子さんの親御さんも放射線被曝を心配するとか、そういった現実も最近出てきておりますので、そういったお母さんの今心配なのはどのぐらいなのというのを本当に私が個別に相談して、あと白内議員の心配もじっくり聞いてみたいなどというふうに思いましたので、今後、個別でぜひお話をさせていただきたいと思いました。

○議長（加藤克明君） 時間ありませんけれども、再質問ありましたらどうぞ。

○15番（白内恵美子君） 私は相談よりも検査するほうが不安も取り除かれ現状がよく理解できると思いますので、ぜひ検査すべきと考えます。いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 私は、検査はすべきではないという県、国の判断と全く変わりありません。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） これにて、15番白内恵美子さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

2時55分から再開します。

午後2時41分 休憩

午後2時55分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、16番我妻弘国君、質問席において質問してください。

〔16番 我妻弘国君 登壇〕

○16番（我妻弘国君） 16番我妻弘国です。16年間一般質問をやってきましたんですけども、本日、これが最後になりました。楽しくやらさせていただきます。

1点目、**街路樹の選定**について。

産業建設常任委員として2年間活動してきましたが、これからの街路樹を選定するときに、大きく育つプラタナスやイチヨウについて、管理の手間や倒木のおそれのため植えかえる動きが全国的に広がりつつあります。町としてどのように考えているのか伺います。

2点目、**不登校の生徒がふえて心配**です。

昨年12月に「教育機会確保法」が成立しました。これは、不登校の児童生徒を国や自治体が支援することを初めて明記した議員立法です。我が町でも、中学生になると不登校の生徒が驚くほどふえています。大変心配なことですが、今後の支援のあり方が大事ではないでしょうか。教育長の考えを伺います。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1問目、町長、2問目、教育長。最初に町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 我妻弘国議員、16年間、大変ご指導賜りましてご苦勞さまでございました。16年間で私の印象に残っていることが一つございます。ここでご紹介します。ある新聞記者なんですが、「柴田町の議会のリトマス紙は我妻弘国議員だから」と言ったのが今でも頭に残っております。要するに、客観的に判断していただいたということではないかなというふうに思っております。それが、私が印象に残った一番でございました。

まず、第1点目、柴田町には町道上名生27号線のプラタナスや町道剣崎17号線のイチヨウを初め、町道15路線に7種類、564本の街路樹があります。毎年、伸びた枝の剪定を業者委託により実施をしております。

高木の街路樹を植栽した当時は、歩道に木陰ができることや雨宿りの場所など、生活の中の緑の空間をつくるのがコンセプトだったと聞いています。その結果、街路樹の7割以上が成長度合いの著しいケヤキやイチヨウ、プラタナスなどの高木を街路樹として植栽しているため、維持管理費は樹木の成長に比例し増加している傾向にあります。

また、全国至るところで、台風や大雨の後には、老木となり空洞化した樹木の倒木により電

線を切断したことや車や建物に被害があったことなど、ニュースや新聞で話題に上がっております。

今後、維持管理費の増加や倒木による被害が想定されることから、剪定頻度の少ない樹種への更新など、今後の街路樹のあり方として、町民の安全、そして維持管理コストの両面を考えた対応に努めなければならないと考えているところでございます。

○議長（加藤克明君） 2問目、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 我妻議員の最後の質問に、より一層の緊張感を感じながらお答えしたいと思います。

不登校への支援についてです。

不登校児童生徒に対しては、学級担任が窓口となって、学年、学校としての対応を検討しながら、学級担任が放課後遅くまで電話で様子を伺ったり、励ましたり、また家庭訪問するなどして、1時間でも1日でも多く学校に登校してもらって仲間とともに過ごすことができるようになってほしい、そういう願いを持って支援に当たっています。

また、先生方のこのような努力に加えて、スクールカウンセラーや自立支援相談員、スクールソーシャルワーカー、県教育委員会の登校支援ネットワークや児童相談所の方々など、関係機関の方々の協力を得ながら、早期の支援や自立に向けた支援を継続して行っておりまして。

不登校の現状は、個別で見えますと、前の月に比べて欠席日数が減っているなど、支援の成果があらわれている児童生徒も見られます。しかし、年間30日以上欠席の児童生徒の全体に占める割合について、この3年間の推移を見ますと、小学校では減少傾向が見られ、今年度1月現在では1,999人中15人で0.6%、中学校では増減を繰り返しており、今年度1月末現在では1,020人中42人で4.1%となっており、残念ながら改善には至っていません。

不登校の要因は、要因の複合型が圧倒的に多く、多様な要因・背景により結果として不登校状態になっているので、教育の観点のみで捉えて対応することが困難な状況となっています。教育委員会としては、一人一人に対するきめ細やかな指導を可能にするため、県教育委員会に対して教員の加配を要請したり、町として支援員を配置するなどしています。また、毎月1回、自立支援相談員とスクールソーシャルワーカーの情報交換会を設定するなどして、不登校児童生徒の一人一人の多様な課題に対応した支援を進めてきております。

また、対症療法的な対応だけでなく、児童生徒の自己有用感や達成感を高める工夫をすることも大切であると思っています。例えば、槻木中学校では、夏季休業中に生徒が柴田小学校を

訪れて、部活動の紹介と部活動を体験する取り組みを行っています。この取り組みにより、小学生は中学生との出会いを通し中学校の様子を知る機会となったことを喜び、中学生は小学生の役に立つことができたという喜びを感じていたと聞いています。この小学生と中学生の交流は、船迫小学校と船迫中学校でも小中合同での英語学習などで行われています。また、船岡中学校では、次年度、生徒が学区内の小学校に出向いて清掃活動や挨拶運動を小学生とともに行う取り組みを検討したいということも聞いています。

今後も小学生と中学生の交流を積極的に進めてもらい、人と人が触れ合い、かかわり合う楽しさを味わわせることで、通いたくなる学校づくりにつなげていくことができるよう支援していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 我妻弘国君、再質問ありますか。どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 1点目の街路樹の話になりますけれども、一時期街路樹としてもてはやされたアオキとかナンキンハゼというのがありました。柴田町には見られませんが、これらは10メートルから15メートルと、大木になるんです。柴田町には仙台大学から船岡大橋に向かう4号線にぶつかる場所にカシノキが西側にあります。両方にあるのかな、あれ。ちょうど思い出すと、私が1期目のときかな。去年伐採して枝おろしたんだけど、ことしまたすごいんだ、何とかしてくれと住民の方から言われまして、2年続けて枝おろしと芯どめをしたそういう記憶があります。今となってはちょっと昔の街路樹かなと、こんなふうに思います。

今いろいろ街路樹として非常に喜ばれているのが、ハナミズキとかコブシがあります。名古屋市の話ですが、アオギリが大きくなり過ぎて、ハナミズキやコブシのように小型で成長が遅く枝切りの必要のない樹木に植えかえていると。植えかえたおかげで、名古屋市ではアオギリの木の剪定費用、1997年に18億円かかっていたそうです。それが2014年に8億円と、55%減少しています。そのぐらいお金かかったということでしょう。

柴田町にも大きな木、槻木というのがあるんですね。私は、槻木というのはケヤキと思っていたんですけど、実は、今度私は議員をやめるので、議員手帳ではなくて県民手帳というのがあったんです。そこに槻木というのを紹介してあるんですね。開いたことございますか。こういう手帳なんです。この裏にこういうことが書いてあるんです。「柴田の槻木は平安時代に並木道として植えられていた」。そんなこと、これ見て初めてわかったんですけど、2年か3年ほど前に、槻木の議会懇談会ということで住民の方に集まっていたときに、昔

先生をやっていたという方に「槻木を大事にしてもらわないと困るんですね」と。へえっと思ってそのときは聞いていたんですけども、この間これがわかったので、ああ、そういうものか。どこでもやはりイチョウの木は大木だからだめだと言ったら、やはりいろいろ町民の方に思い入れがあると、そういう木は残してほしいと、そういうことが言われております。

ですから、一概にどの木がだめだということではないんですけども、やはり柴田町はこれから花の町として今からやっぺいこうということなんですが、やはり少子高齢化という問題がありまして、いろいろな事業が要求されるわけです。そうすると、やはり街路樹も手のかからないような、またはそういうものにかえていく必要があると思うんですけども、どう思われますか、課長。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 我妻議員、まさに言うとおりでと思います。当然剪定頻度の少ない木にかえていくことで維持管理費を当然抑えることはできると思います。あと、高木で樹勢の強い木をたくさん、7割以上実は町内にあるんですけども、昨年も5件ほど、実は根が歩道を盛り上げてそこで転倒してしまったという人もいて、去年で5カ所ほど実は修繕することになってしまって、うちのほうの担当課としても大変大きな問題になっているということは事実でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） そういうことで、例えばけがをされるとやはり町としても負担せざるを得ないということになるのではないかなと思います。ぜひひとつこれからは手のかからない木を選定していただきたいと思います。

この議会の初めに、当初に、監査委員の報告書の中に、監査委員としての提言をしております。それは、公園とか学校等の植栽、非常にお金がかかっていて、学校の子どものためのタブレットのお金をもっと欲しいとか、いろいろ今からどんどん出てくると思うんです。そういうときに植栽に毎年毎年かけているようではだめだなと思います。やはりそういうことで節減、そして新しいものに投資していくという考えを持たないとこれからのまちづくりにはならないのではないかなと思います。ぜひひとつ執行部ともども課長たちもいろいろ考えて、経費節減にかかっていただきたいと思います。お願いします。

次の不登校の件なんですけれども、先ほど教育長が、小学校1,999人に対して15人、それから中学生1,020人に対して42人。あれ、ちょっと私の記憶よりもずっと少ないなと思っているんですけども、カウントのしょうがいろいろあるようで、実際の数字は不登校になるかなら

ないかという端境の人たちを入れるともっともっとふえていると思います。

それで、まず私が今まで感じたところは、現在の不登校の児童生徒は、最後まで学校に在籍していれば校長の判断で卒業を認めたり、それから学校以外での学習状況を見て出席扱いにしたりすることができると思います。それでよろしいですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 今我妻議員がお話したとおり、学校に来れないという子どもたちの努力、これをやはり校長としてもしっかりと受けとめて、認められる場合に出席とすることができるというふうになっております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 今度新しい教育機会確保法、そういうのが出ると。例えばこういう問題があります。「児童生徒が安心して教育が受けられるよう学校環境を確保する」とあります。この学校環境というのは、従来の学校環境という考え方と同じなんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 学校環境、さまざまな環境の側面があると思います。一つは、先ほどもご紹介した人的な環境。小中学生の交流で先ほどはお話しさせていただきましたが、仙台大学の放課後先生という協力ももらっておりますが、放課後先生にかかわってもらって、ある小学校では、不登校の子どもが30日は休んでこれまで来ているけれども、3学期に入って頑張っ

て登校を始めているというような報告もいただいております。

それから、教育機器等の活用というのも、その環境の一つに入ってくるかと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○16番（我妻弘国君） そうすると、従来の学校環境とこの新しい確保法の考えと同じと考えてよろしいんですか。どこが違うのかなと。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 従来ですと、こういった法律がなかった場合に、校長としてもなかなか認めるというところの踏み込みができない状況があったりしたわけですが、この法律ができたことによって、子どもの頑張り、あくまでも義務教育でございますので、学校に登校できるということを目指しながら、本人も努力しているんだけど学校に来れなくて自宅で頑張っているとか、その他のお世話になっている機関等で頑張っているというようなことも認めていくという、そういう意味での新たな環境というふうに解釈することができます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） ということは、従来の考え方とさほど変わらないで、議員たちがつくった確保法ですから、今までのことを踏まえて、やはりそれも入れていくという考えでよろしいんですね。

それでは、「不登校の子どもが学校外での学びや心身の状況を把握するために必要な措置を講ずる」とあるが、必要な措置とは、どんなことを言われているのでしょうか。今教育長が考えている必要な措置というのは、どんなことを考えますか。

○議長（加藤克明君） 教育長。

○教育長（船迫邦則君） 先ほどご紹介申し上げた中でのスクールソーシャルワーカーとか県教育委員会の登校支援ネットワークのこのメンバーの方々は、子どもの自宅のほうに出向くなどして、登校の意欲づけ等を地道にその子の様子を的確に見てアドバイスしたりするというようなことだと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 先ほど仙台大学の放課後先生、それから町からの支援の先生方、それから今のソーシャルワーカーと。不登校のお子さんには、ソーシャルワーカー、家庭を訪問して、家庭にいろいろお伺いできるということで非常に期待されているんですけども、ソーシャルワーカーの、例えば今先生が42人と言いましたけれども、中学生ですね。まだまだもうちょっといっしょやるような気がするんですね。お一人のソーシャルワーカーでできるわけでない。ソーシャルワーカーをふやすような考えはございますか。

○議長（加藤克明君） 教育長。

○教育長（船迫邦則君） スクールソーシャルワーカーの捉え方なんでございますけれども、スクールソーシャルワーカーが直接出向くという必要があるケースの場合に動く。通常は、スクールソーシャルワーカーが学校等からの不登校の状況等を聞いて、どこにつないだらいいかというのをちゃんと選別して学校のほうに教えてくれる。例えばこういうケースであれば民生委員に相談してみてもいいかというような橋渡し役をしてくれる方ですので、現段階では1名ということで十分な動きをしております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 私は、先生がそういうふうにおっしゃるのでしたら、それでいいのかもしれないけれども、絶対数が毎年毎年ふえているのではソーシャルワーカーをふやしてやはり対応しなければならないと思いますけれども、図書の司書もうちの後ろのほうで大事だから

と頑張っている人もいるし、町長、この不登校、柴田町、何かここら辺でナンバーワンなんです。こっちのほうのナンバーワンは余りいいものではない。ぜひひとつふやして、このソーシャルワーカーをふやして、不登校を減らすようなそういうことを考えていただければと思います。

それでは、「学校以外の学びの重要性を鑑み、休養の必要性を踏まえて情報提供や助言を講じる」とあります。情報提供や助言は、誰がどのようにされるんですか。

○議長（加藤克明君） 教育長。

○教育長（船迫邦則君） 情報提供については、先ほどご紹介申し上げたスクールソーシャルワーカーとか、あとはスクールソーシャルワーカーの助言等を踏まえて学校の職員だったりとか、そのケースによって情報提供者、それからかわる人が変わってきます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） ソーシャルワーカー、それから民生委員いろいろお手伝いいただいて、最終的にはやはりクラスの担任ということになるのではないかなと思います。なかなか先生方がこんなに、私たち聞いてみると、とてもじゃないけれどもそんなゆとりあるのかなというくらい忙しいですね。放課後、部活もある。本当にどうやればもっとうこういう不登校になっている子どもたちを学校によこす、これはなかなか私は難しいなと思っているんです。毎日毎日来られているお子さんばかりでない。いつも大体五、六人ですという話を伺っているわけですが、それだって例えば校長室、保健室、あと元指導室があったとかそういうところをいろいろ使っているわけですが、今度国でこういうことをやれば、今度国ではどんなことを目指してやっていくのかなと。本当に不登校の子どもたちを支援するようなそういう制度が出てくるのだろうか。

この確保法が発表されているんですけども、具体的には教育長のほうにはどんなあれが出てきているんでしょうかお伺いしたいと思います。教育の新しい法律がどんなふうに応用されるのか。

○議長（加藤克明君） 教育長。

○教育長（船迫邦則君） 新たな方向性というのは、その段階その段階で文部科学省を通して検討してきている情報、それを受けて対応していくという、そういうことになると思います。例えば先ほど子どもたちのほうの数のお話がございましたけれども、例えば今週に入って、今週月曜日と火曜日の不登校の子どもたちの登校の様子というのを聞いてみました。そうすると、県教育委員会に報告している数は、先ほどお話ししたとおり小学校15人、中学校42人なんです。

が、2月20日月曜日は小学校11人、中学校33人、翌日火曜日は小学校12人、中学校32人ということで、子どもたちの心の中でも、行ってみようかな、だめかなというせめぎ合いをして頑張っているというところがうかがえるのかなと思っております。ですから、こういった子どもたちの日々の悩みというのをしっかりと受けとめて対処してやるということが大事になってくるのではないかと思います。

それから、小学校段階での対応が、ある意味では中学校に入ってから生きてくるというようなデータもちょっと見えているところがありますので、小学校段階での休み始めたときの指導のあり方というのをやはり検討していくことが非常に大事になってくるのではないかと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○16番（我妻弘国君） なかなか家庭環境が中に入ってくるわけですから、学校の中だけの授業の問題ではなくて、例えば先ほど貧困の話が出ましたけれども、昼働いて夜働いて帰ってくるのが1時、2時、それで朝6時に起きて子どもたちに朝食をつくって出してやる。行ってこいと、お母さん眠いんだって。これではやはりなかなかうまくいかないなと。そういう話が結構あるんですね。何とか子どもたちが楽しく学校に行けるように考えたいと思うんですけれども、教育部局ですから、ぜひひとつみんなでチームを組んでやってもらいたいと思います。

それから、今度自治体は小中学校に通えなくなった人に夜間中学などへの就学機会を提供すると。この夜間中学というのは初めて出てきたんですけれども、今後各町にこういうことをつくとかなんとかいう話があるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 教育長。

○教育長（船迫邦則君） 仙台市のほうで夜間中学というのを新聞等でも報じられていて存じ上げていると思いますが、仙南の市町村ではまだそういった話というのは聞いてはおりません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 大変申しわけないですが、私も先走ったようなことを拾って伺っているわけですが、いや、各町に夜間中学つくるのかなと。それで、通える人は、例えば10年前に中学校を卒業したと、でもやはり勉強しなければだめだと思って再度そういうところに行けるのかどうか。そういうことは全然まだ通知はありませんか。

○議長（加藤克明君） 教育長。

○教育長（船迫邦則君） 仙台市の例では、そういった年齢の方も学校のほうに登校していると

いう話は聞いております。

○議長（加藤克明君） どうぞ。

○16番（我妻弘国君） それはフリースクールの話ですか。

○議長（加藤克明君） 教育長。

○教育長（船迫邦則君） フリースクールではなくて、先ほど話題にした夜間中学という。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○16番（我妻弘国君） 仙台にはどのぐらいあるんですか、その夜間中学というのは。どこにあるんですか。

○議長（加藤克明君） 教育長。

○教育長（船迫邦則君） 私は1カ所だと受けとめております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） どこなんですか。どこにあるんですか。

○議長（加藤克明君） 教育長。

○教育長（船迫邦則君） 場所ですか。

○16番（我妻弘国君） いやいや、何という夜間中学でしょうか。

○議長（加藤克明君） 教育長。

○教育長（船迫邦則君） ちょっとそこまでの情報を押さえておりませんでした。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○16番（我妻弘国君） この不登校の問題はちょっとここのやりとりだけではなかなか解決はしないんですけれども、うちの町の課長たち全員、それから議会の人たちも全員、こういうことが非常に今、町の中学校で非常にふえているということを頭に入れてとにかく学校支援を考えていただきたいと思います。

実は、この間までうちの孫がオーストラリアから来てお世話になりました。ありがとうございました。学校から帰ってくると自分の部屋にぱっと入って行って、何かごちよごちよと出してしゃべっているんですね。ラインでオーストラリアの子どもたちと話しているんですよ。1時間ぐらいしゃべっている。もう向こうでどんなことやっている、こんなことやっているとかと。それから、日本で何やっているとか。聞いてみたら、オーストラリアというところは、1人で学校には行けないんです。家庭で車で送っていくと。それから、給食というのもないんですよ。それで、食べ物は持って行っていいんです。時間と時間の間に食べる。ここ船岡に来て一番楽しかったのは何だと言ったら、給食と、それからみんなで行き帰り一緒に行けたこと。

残念なのは何だったと言ったら、雪がなかった。もう本当に上の子は中学1年。もう6年間船岡の小学校、中学校でお世話になったわけですがけれども、そろそろ船岡の中学校に来てあんた何わかると聞いたんですけれども、算数とか英語とか体育と音楽はわかるというんですね。理科とかそういうのは、もう日本語でちょっと理解できないと。日本語は平気にしゃべるんですけれども、やはり専門的な用語が入ってくるとなかなか難しいと。

今からの子どもたちは、例えばタブレットだって何だっているいろいろどんどん進んでくるわけです。やはり子どもたちにそういう授業の楽しさとかそういうのをぜひ教えてやっていただきたいなと思います。

これで、私の16年間分の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これにて、16番我妻弘国君の一般質問を終結いたします。

以上で、一般質問通告に基づく予定された質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問は終結いたします。

間もなく会議終了の4時を迎えますが、このまま会議を続けますのでご了承願います。

日程第3 議案第52号 固定資産評価審査委員の選任について

○議長（加藤克明君） お諮りいたします。日程第3、議案第52号固定資産評価審査委員の選任については人事案件でありますので、議員全員協議会にお諮りしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 異議なしと認めます。

これより直ちに委員会室において議員全員協議会を開催いたしますので、ご参集をお願いいたします。

それでは、ただいまから休憩いたします。

議員全員協議会終了次第、再開いたします。

午後3時30分 休 憩

午後3時37分 再 開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

日程第3、議案第52号固定資産評価審査委員の選任についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第52号固定資産評価審査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員としてご活躍いただいております齋藤和弘氏は、平成29年3月23日をもって任期満了となります。齋藤氏は、宅地建物取引主任者としての資格を有し、住宅等に係る価格動向や評価について精通し、評価審査の実務経験も豊富な方であります。昨今、固定資産の評価に関する住民の関心度も高くなっており、今後予想される固定資産の評価に係る不服審査等に対応できる知識を兼ね備えた齋藤和弘氏を再任いたしたく、ご提案申し上げます。

何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により、討論は省略いたします。

これより議案第52号固定資産評価審査委員の選任についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、議案第52号固定資産評価審査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

あす9時30分から再開いたしますので、ご苦労さまでございました。

午後3時39分 散 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年2月22日

議 長 加 藤 克 明

署名議員 10番 佐々木 守

署名議員 11番 広 沢 真

